

第3次豊橋市環境基本計画 素案

令和2年 月

第3次豊橋市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1.1 計画策定の背景
- 1.2 計画策定の目的
- 1.3 計画の位置付けと役割
- 1.4 計画の期間
- 1.5 計画の対象範囲

第2章 本市の概要

- 2.1 位置・地勢
- 2.2 気候
- 2.3 自然環境
- 2.4 人口・世帯
- 2.5 土地利用
- 2.6 産業・経済
- 2.7 地球温暖化
- 2.8 資源循環
- 2.9 歴史・文化

第3章 計画の目指すもの

- 3.1 計画の構成
- 3.2 基本理念
- 3.3 環境像
- 3.4 環境像を達成するための方針と環境目標

第4章 目標の達成に向けた施策・重点取組

- 4.1 分野別環境施策
 - 環境目標Ⅰ.低炭素で持続可能な地域をつくる【気候変動対策】
 - 環境目標Ⅱ.豊かな自然を守り育てる【生物多様性・自然共生】
 - 環境目標Ⅲ.効果的・効率的に資源を循環する【資源循環】
 - 環境目標Ⅳ.健全で快適な暮らしを確保する【生活環境保全】
 - 環境目標Ⅴ.環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する【環境学習・行動】
- 4.2 重点取組と『とよはしSDGs環境ターゲット』

第5章 計画の推進

- 5.1 各主体の役割
- 5.2 広域的な連携
- 5.3 計画の進行管理

※各項目は表示単位未満を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

第1章 計画の基本的な考え方

1.1 計画策定の背景

国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、世界はもとより日本国内でも SDGs やパリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動きや気候変動への適応、循環型経済へのシフトなどが活発化しています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、日常生活はかつてないほど大きな変化を迫られています。

国内では、気候変動対策、生物多様性、資源循環、環境教育について法整備が進んでおり、都市の低炭素化の促進に関する法律が施行され、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）が施行されたこと

に加え、日本再興戦略 2016 に再生可能エネルギーの最大導入が目標に掲げられるなど、SDGs の考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化が進みつつあります。また、暮らしの中でも気候変動の影響が顕在化し、気候変動適応法が制定されました。

そういった中、国では第五次環境基本計画（平成 30（2018）年）が策定され、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の考え方が提唱され、国をはじめ先行自治体においてもこの考え方を取り入れつつあります。

平成 22（2010）年以降の環境関連の主な取組（●：国際社会、○：国、◇：県）

年	気候変動	生物多様性	資源循環	環境全般・その他	豊橋市
平成 22 年 (2010 年)	●COP16 カンクン合意採択	●生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)開催(名古屋)-愛知目標採択、名古屋議定書採択 ○生物多様性保全活動促進法の施行(国)			・豊橋市地球温暖化対策地域推進計画
平成 23 年 (2011 年)		○生物多様性地域連携促進法の制定(国) ◇三河湾里海再生プログラム(県)	◇愛知県海岸漂着物対策推進地域計画(県)	東日本大震災 ◇第 5 次愛知県緑化基本計画(県)	・第 5 次豊橋市総合計画 ・第 2 次豊橋市環境基本計画 ・豊橋市廃棄物総合計画 ・豊橋市都市計画マスタープラン
平成 24 年 (2012 年)	○再生可能エネルギー特別措置法(FIT 法)施行(国) ○都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)制定(国) ◇あいち地球温暖化防止戦略 2020(県)	○生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定(国)	○小型家電リサイクル法の制定(国) ◇愛知県廃棄物処理計画(県) ◇新・あいちエコタウンプラン(県)	●国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 ○第四次環境基本計画(国) ◇愛知地域公害防止計画(県)	・とよはし緑の基本計画

年	気候変動	生物多様性	資源循環	環境全般・その他	豊橋市
平成 25 年 (2013 年)	◇あいち自動車環境戦略 2020(県)	◇あいち生物多様性戦略 2020 (県)	○第三次循環型社会形成推進基本計画(国)	●水銀に関する水俣条約採択	
平成 26 年 (2014 年)	●IPCC 総会「第 5 次評価報告書」 ○エネルギー基本計画(国)	◇三河湾環境再生プロジェクト行動計画(県) ◇東三河生態系ネットワーク協議会設立(県)	○水循環基本法の公布(国)	●持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議 ○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正(国) ◇第 4 次愛知県環境基本計画(県)	・豊橋市自転車活用推進計画
平成 27 年 (2015 年)	●COP21 パリ協定採択 ○気候変動の影響への適応計画(国) ○建築物省エネ法の制定(国)	◇第三次レッドリスト発表(県)	●G7(ドイツ・エルマウ)にて海洋ごみが世界的課題であることが提起される	●国連総会で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択	・豊橋市エコアクションプラン(第 5 次) ・豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略
平成 28 年 (2016 年)	●パリ協定発効 ○地球温暖化対策計画(国) ○日本再興戦略 2016(国)		●世界経済フォーラム(ダボス会議)にて海洋ごみに関する報告書発表 ●G7(富山)にて富山物質循環フレームワークに合意 ◇愛知県災害廃棄物処理計画(県)	○SDGs 推進対策本部の立ち上げ(国)	・第 2 次豊橋市産業戦略プラン ・第 3 期豊橋市地域福祉計画 ・豊橋市都市交通計画 2016-2025
平成 29 年 (2017 年)	○再生可能エネルギー特別措置法(FIT 法)改正(国)	◇第 12 次鳥獣保護管理事業計画(県)	◇愛知県廃棄物処理計画(県) ◇あいち地域循環圏形成プラン(県)	○文化芸術振興基本法の改正(国)	・豊橋市地域強靱化計画
平成 30 年 (2018 年)	●IPCC「1.5℃特別報告書」公表 ○気候変動適応法の制定(国) ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)改正(国) ◇愛知県地球温暖化対策推進条例の公布(県) ◇あいち地球温暖化防止戦略 2030(県)		○第四次循環型社会形成推進基本計画(国) ○海岸漂着物処理推進法の改正(国)	○第五次環境基本計画(国) ◇愛知県環境学習等行動計画 2030	・世界首長誓約/日本に署名 ・とよはしプラ 530 宣言
令和元年 (2019 年)	○パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(国)	○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(森林環境税法)の制定(国)	●G20(大阪)にて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」共有 ○プラスチック資源循環戦略の策定(国) ○食品ロスの削減の推進に関する法律の施行(国)	○文化財保護法の改正(国)	・SDGs 未来都市の選定
令和 2 年 (2020 年)	◇愛知県適応計画(県)				・豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例

1.2 計画策定の目的

本計画は、豊橋市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を定め、総合的かつ計画的に施策を推進するために策定するものです。

豊橋市環境基本条例

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ豊橋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

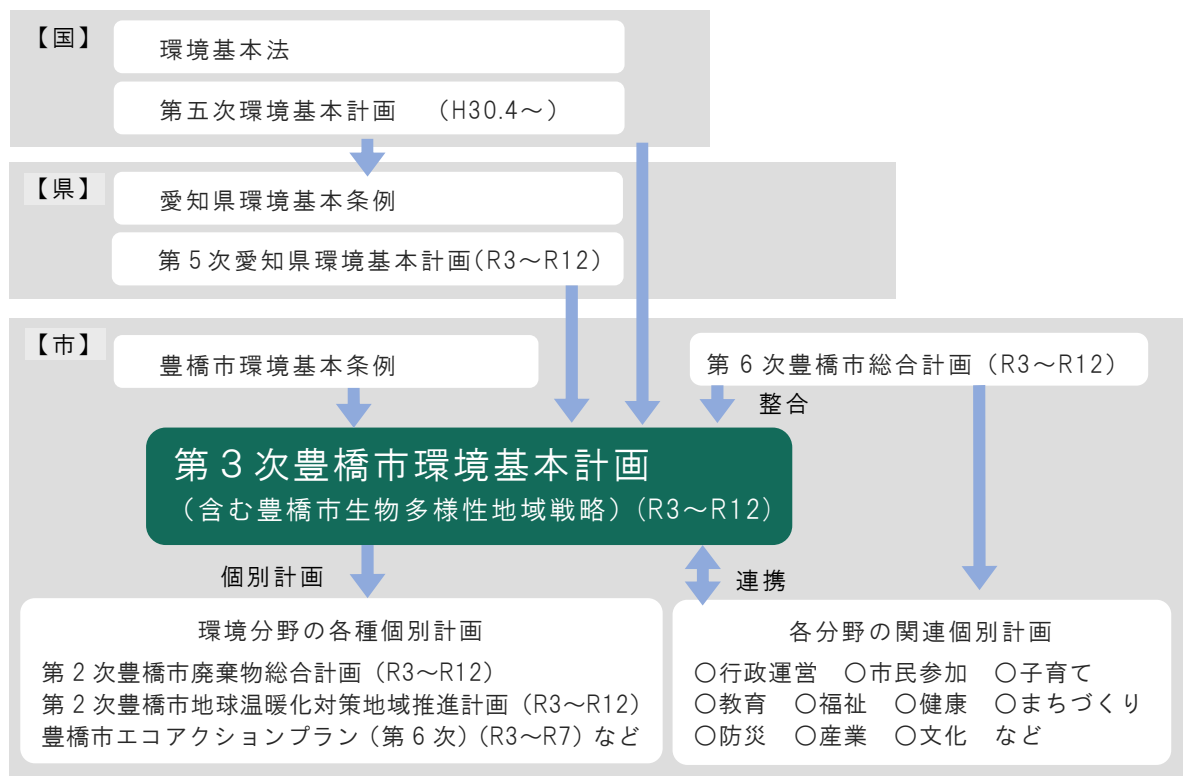
4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

1.3 計画の位置付けと役割

本計画は、豊橋市環境基本条例の基本理念や基本方針を受け、国及び県の環境基本計画や「第6次豊橋市総合計画」との整合を図るとともに、環境の保全・創出などに関する各種計画とも整合・連携させることにより、本市における環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置付けます。

また、記載内容の一部を生物多様性基本法第13条に規定する「豊橋市生物多様性地域戦略」に位置付け、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画とします。



1.4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

ただし、環境面においては社会的な動きも速いことから、概ね計画策定後 5 年を目処として、社会情勢や国の施策などの変化に応じて施策の見直しを行うこととします。

なお、計画期間だけでは良好な環境の形成が困難な場合もあることから、必要に応じて中長期的な視点をもって進めます。

1.5 計画の対象範囲

本計画は、地理的な範囲を豊橋市の行政区域全体とし、計画の目標を達成するうえで必要となる施策に関連するすべての分野を対象とします。

また、主体は「市民」「事業者」「市（行政）」とします。

【対象地域】

豊橋市全域（広域での取組が求められる施策については、必要に応じて他地域との連携を図ります。）

第2章 本市の概要

2.1 位置・地勢

本市は、愛知県の東南部に位置し、東は弓張山地、南は遠州灘、西は三河湾に面し、延長は東西が 17.8 km で南北が 23.9 km、面積は 261.88 km²（令和 2（2020）年 4 月 1 日現在）で県土全体の約 5% を占めています。地形は概ね平坦で、豊川や梅田川、柳生川などが市内を流下しています。北は豊川市、新城市、西は田原市、東は静岡県浜松市、湖西市に接しています。

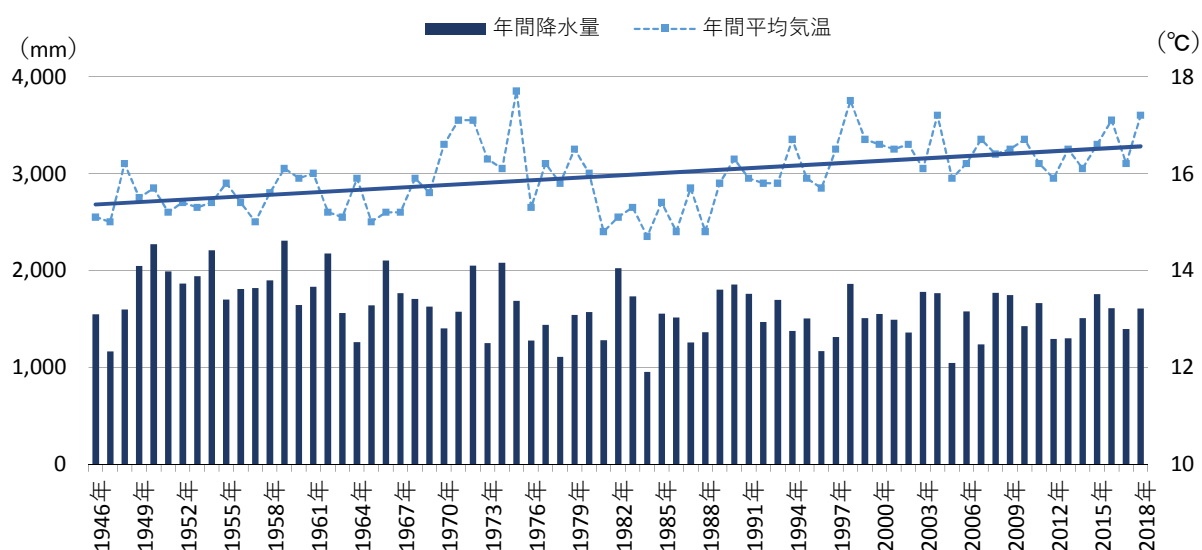


2.2 気候

本市の南には黒潮が流れ、東部から北部にかけては山地に囲まれているため、比較的温暖な気候に恵まれています。冬季には「三河のからっ風」と呼ばれる北西の季節風が吹きますが、積雪はほとんどみられません。

平成 30（2018）年の気温は年平均 17.2℃、降水量は年間 1,603.5 mm です。平均気温は、昭和 21（1946）年から平成 30（2018）年までの間で約 2℃ 上昇しています。

■ 年間降水量と年間平均気温の推移



* 昭和 21（1946）～昭和 50（1975）年は向山天文台と芦原観測所、昭和 51（1976）年以降は豊橋市消防本部の観測によります。

出典：統計でみる豊橋の 100 年、豊橋市統計書

2.3 自然環境

○植物

植物の全国分布類型からみると、東海地方、特に伊勢湾をとりまく地域は「周伊勢湾地域」とよばれ、この地域に固有か日本ではここだけという特有な植物もみられます。これらは「周伊勢湾要素植物群」とよばれ、葦毛湿原をはじめ、小さな沢筋や傾斜面の湿地を中心に生育しています。

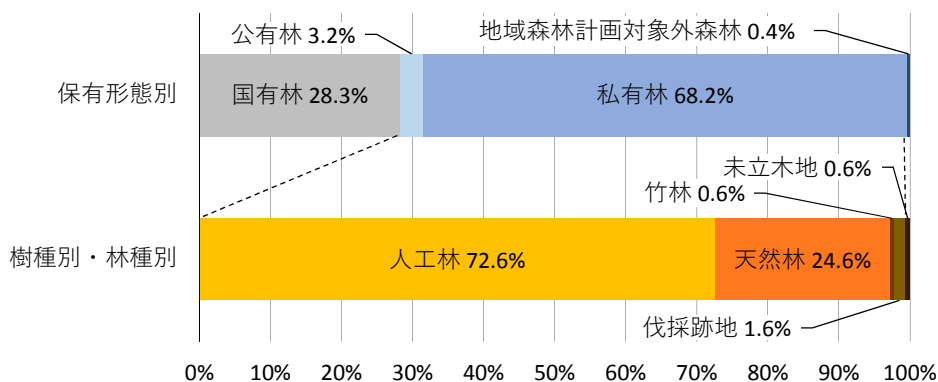
植生自然度の観点からは、太平洋岸に広がる海岸林と、東部丘陵地域の中に存在するカシ林が特筆すべきものです。また、特色のあるものとしては、石巻山の石灰岩地植物群落、石巻山東尾根のイヌツゲ大木林、嵩山のアカガシ群落やバクチノキ群落、普門寺のシイ群落、中山峠付近のモミ群落などを挙げるができます。

○森林

平成 30（2018）年度の森林面積は 4,285ha で、近年は横ばいで推移しています。森林のうち私有林が占める割合が 7 割強と多く、所有者の高齢化や市外・県外在住者への相続などによる管理の行き届かない森林も目立っています。

また、地域森林計画の対象となっている森林のうち人工林が 7 割強を占めており、天然林が 2 割強となっています。

■ 保有形態別及び樹種別・林種別の森林の状況（平成 30（2018）年度）



* 地域森林計画の対象となっている森林は公有林と私有林の合計です。

出典：愛知県林業統計書

2.4 人口・世帯

○人口

本市の人口は平成 22（2010）年に 376,665 人でピークとなり、市制が施行された明治 39（1906）年から 100 年余りでおおよそ 10 倍にまで増加しましたが、その後 5 年間で 1,900 人減少し、平成 27（2015）年には 374,765 人となりました。

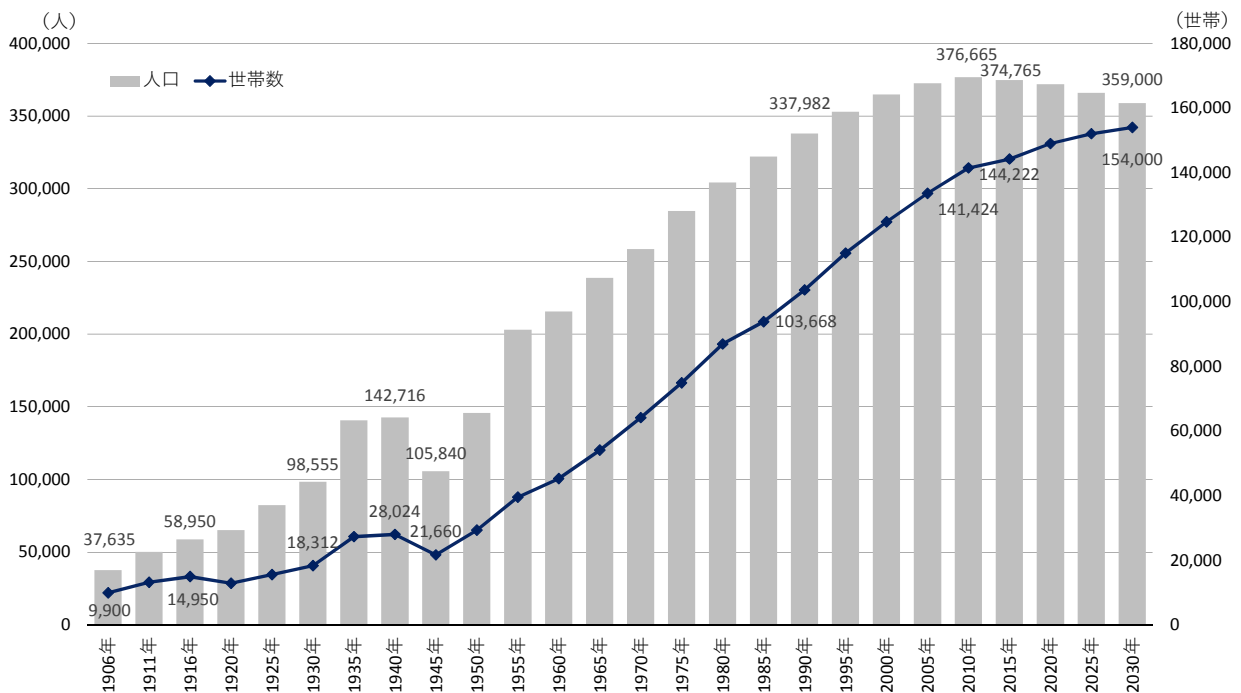
また、本市の自然動態といった人口変動の状況を踏まえ、令和 2（2020）年以降の将来人口を推計すると、第 3 次豊橋市環境基本計画の最終年である令和 12（2030）年に 359,000 人まで減少する見込みとなりました。未婚化や晩婚化などに起因する出生数の低迷や、主に大都市圏への若い世代の流出が見られる昨今の情勢からも、人口減少の流れは長期化するものと考えられます。

○世帯数

本市の世帯数は平成 27（2015）年には 144,222 世帯となり、市制が施行された年のおおよそ 15 倍にまで増加しました。一方、1 世帯当たりの人員をみると、昭和 5（1930）年では 5.4 人でしたが、平成 27（2015）年には 2.6 人にまで減少しました。

また、令和 2（2020）年以降の将来世帯数を推計すると、令和 12（2030）年に 154,000 世帯にまで増加し、1 世帯当たりの人員は 2.3 人にまで減少する見込みとなり、今後も核家族化や単独世帯の増加が続くものと考えられます。

■ 人口・世帯数の推移と推計

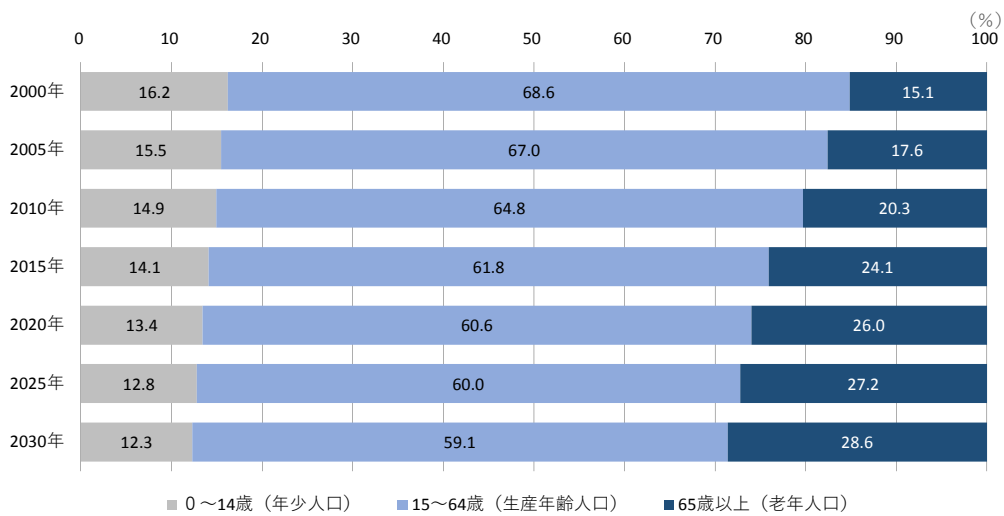


出典：平成 27（2015）年までは国勢調査結果、令和 2（2020）年以降はコーホート要因法による推計値

○年齢階層別人口

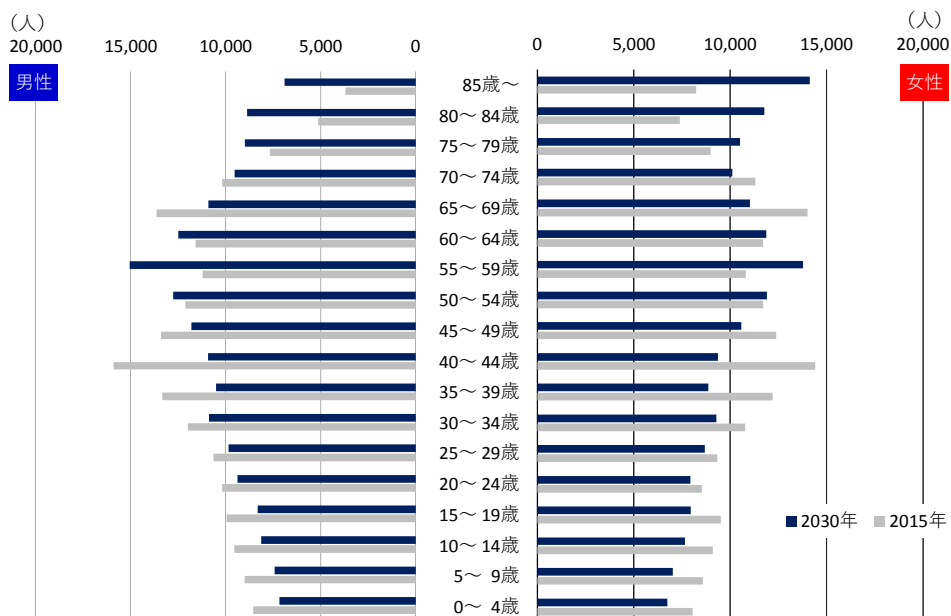
本市の年齢階層別人口を見ると、一貫して年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口は増加しています。また、令和2（2020）年には4人に一人が高齢者といった超高齢社会に突入し、令和12（2030）年にはおよそ3.5人に一人にまで高齢化率が高まる見込みです。年齢5歳階級別人口構成では、平成27（2015）年から令和12（2030）年にかけて人口ピラミッドが変遷し、少子高齢化を表す「つぼ型」が一層鮮明となる見込みです。出生数の低迷だけでなく、平均寿命の延伸などの社会的背景も相まって、少子高齢化は年々進むものと考えられます。

■ 年齢構成（3区分）人口構成比の推移と推計



出典：国勢調査

■ 年齢5歳階級別人口構成



出典：国勢調査

2.5 土地利用

本市の令和元（2019）年における土地利用の構成比を見ると、畑が 19.4%と最も多く、森林（16.4%）と田（9.4%）をあわせて全体の約 45%を占めています。しかしながら、平成 23（2011）年と比べると、田や畑は微減傾向にある一方で道路や住宅地などは微増しており、都市的な土地利用が進行しています。

■ 土地利用の状況

地目別	2011 年		2019 年	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
田	2,590	9.9	2,470	9.4
畑	5,280	20.2	5,090	19.4
森林	4,305	16.5	4,286	16.4
原野等	0	-	0	-
水面・河川・水路	1,646	6.3	1,647	6.3
小計	13,821	52.9	13,495	51.5
道路	2,345	9.0	2,456	9.4
住宅地	3,398	13.0	3,532	13.5
工業用地	801	3.1	827	3.2
その他の宅地	1,715	6.6	1,790	6.8
その他	4,065	15.6	4,090	15.6
小計	12,324	47.1	12,695	48.5
計	26,135	100	26,186	100

出典：土地に関する統計年報（愛知県）

2.6 産業・経済

本市の産業は、全国有数の産出額を誇る農業、輸入自動車の取扱高が日本一の三河港を拠点とする物流業、自動車をはじめ電機、化学、食料品など多岐にわたる業種が集積する工業、個人事業主から大規模店舗まで大小さまざまな事業者が形成する魅力的な商業・サービス業といったように、多様性に富んだ産業構造となっています。

平成 28（2016）年の総生産額は 1 兆 4,975 億円で、平成 23（2011）年と比較すると微増しています。内訳を見ると、第一次産業が 17 億円増加、第二次産業が 828 億円増加、第三次産業が 363 億円減少となっています。

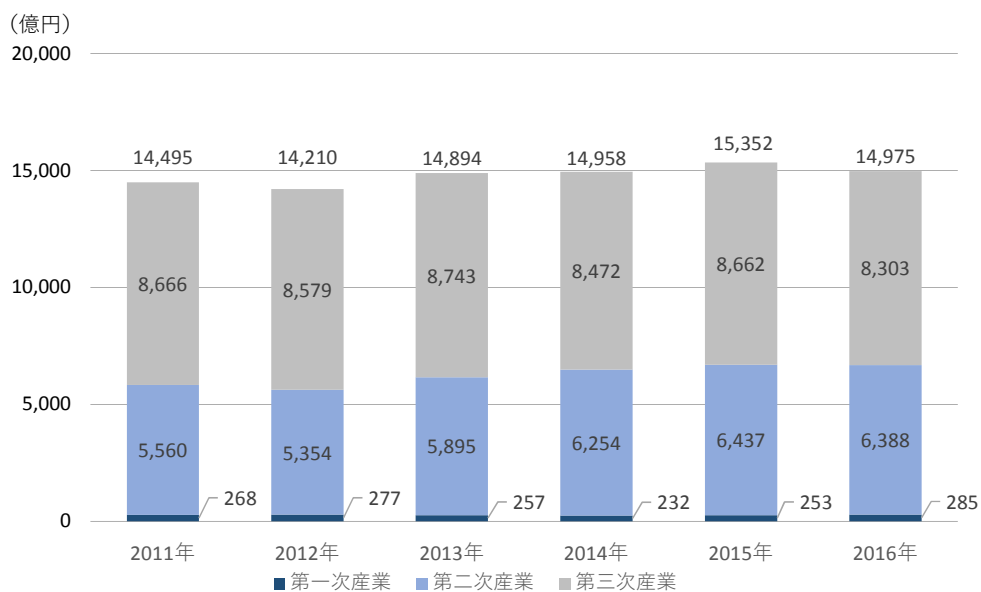
農業については、従事者の高齢化や後継者不足などから廃業する農家が増加しており、農家人口、総農家数ともに減少しています。

■ 産業別 15 歳以上就業者数（平成 27（2015）年）

産業別	就業者数(人)	構成比(%)
1 次産業	10,255	5.4
農業、林業	10,178	5.4
漁業	77	-
2 次産業	64,608	34.1
製造業	50,640	26.7
建設業	13,899	7.3
その他	69	-
3 次産業	107,631	56.8
卸売業、小売業	28,035	14.8
サービス業	79,596	42.0
医療、福祉	18,924	10.0
宿泊業、飲食サービス業	10,359	5.5
運輸業、郵便業	8,754	4.6
教育、学習支援業	7,391	3.9
その他	34,168	18.0
分類不能の産業	6,873	3.6
合計	189,311	100

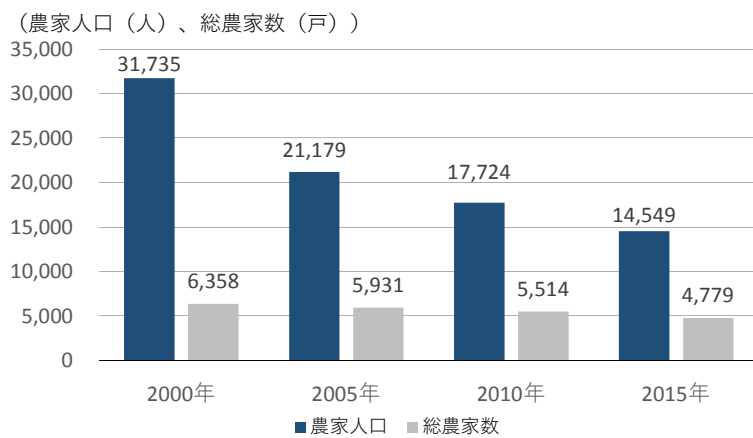
出典：国勢調査

■ 産業分類別総生産額



出典：豊橋市統計書

■ 農家人口・総農家数



出典：豊橋市統計書

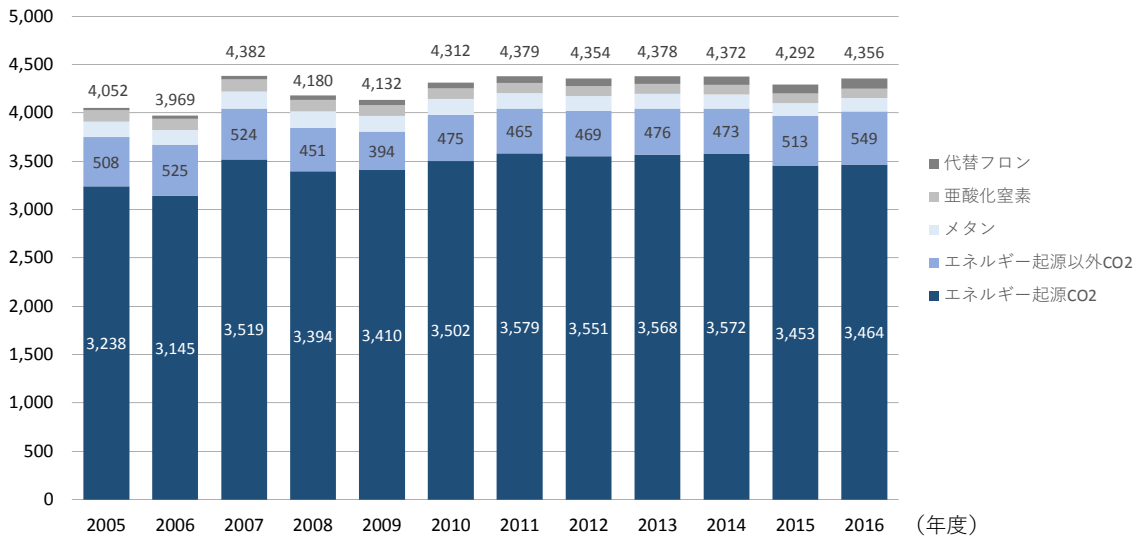
2.7 地球温暖化

○温室効果ガス排出量

平成 28 (2016) 年度の温室効果ガス排出量は、4,356 千 t-CO₂ となっています。また、CO₂ の排出量だけで見ると、平成 28 (2016) 年度の排出量は 4,013 千 t-CO₂ であり、全体の約 92%を占めています。部門・分野別に見ると製造業の割合が最も多く、次いで自動車、業務と続きます。ここ数年は各部門・分野で傾向や数値に大きな変動はありません。

■ 温室効果ガス排出量の推移 (平成 17 (2005) 年度～平成 28 (2016) 年度) (ガス種類別)

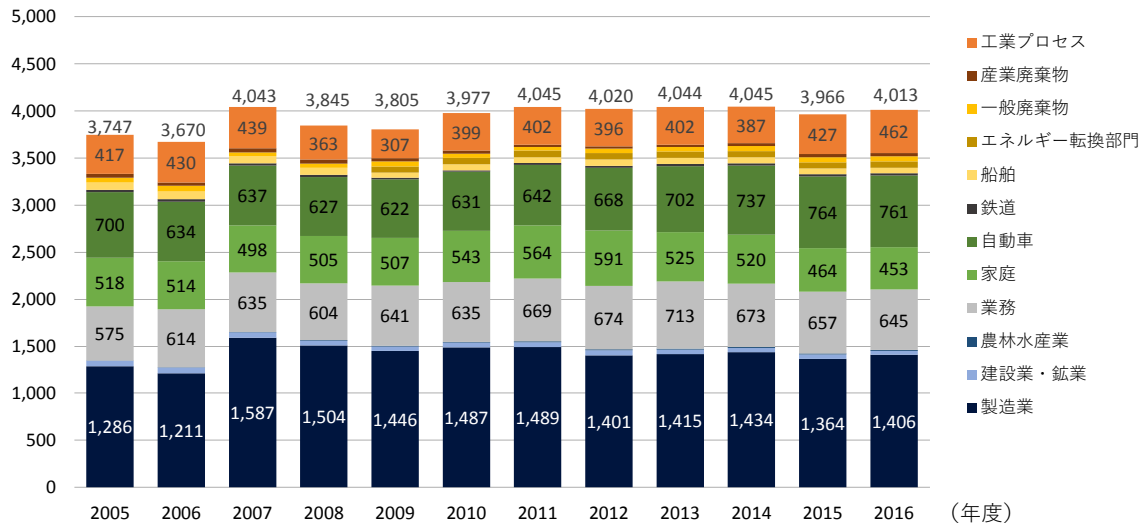
温室効果ガス排出量
(千 t-CO₂)



再生可能エネルギーのまち推進課まとめ

■ CO₂ 排出量の推移 (平成 17 (2005) 年度～平成 28 (2016) 年度) (部門・分野別)

CO₂ 排出量
(千 t-CO₂)



* 環境省公表の温室効果ガス排出量の算定マニュアル (地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアル) をもとに県別のエネルギー消費統計などから算出しました。

再生可能エネルギーのまち推進課まとめ

○交 通

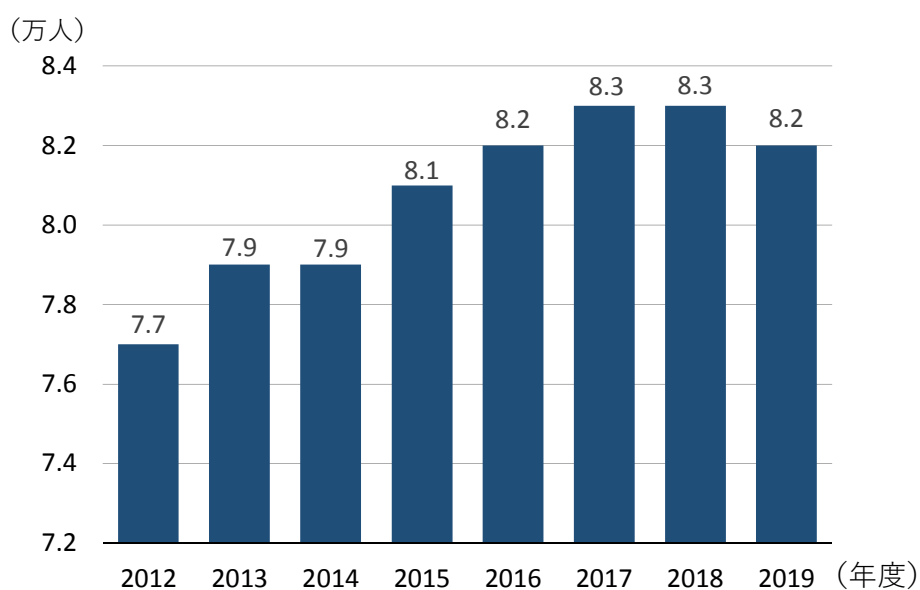
東三河の玄関口である豊橋駅には、新幹線をはじめ 3 社 6 路線の鉄道などが乗り入れています。特に、豊橋駅から市東部を通る路面電車は、市民の足としてだけでなく、まちのシンボルとして「市電」の愛称で親しまれています。

市内の道路網は、都市部を中心に放射環状型に広がる一方、中心部を国道 1 号や国道 23 号、国道 259 号などの幹線道路が通過し、市外へとつながっています。

市民の交通手段は依然として自家用車の利用率が高く、公共交通の利用率が低い状況です。

1 日当たりの公共交通利用者数は令和元（2019）年度で約 8 万 2,000 人であり、エコモビリティライフの推進などにより、近年やや増加傾向にあります。

■ 1 日当たりの公共交通利用者数

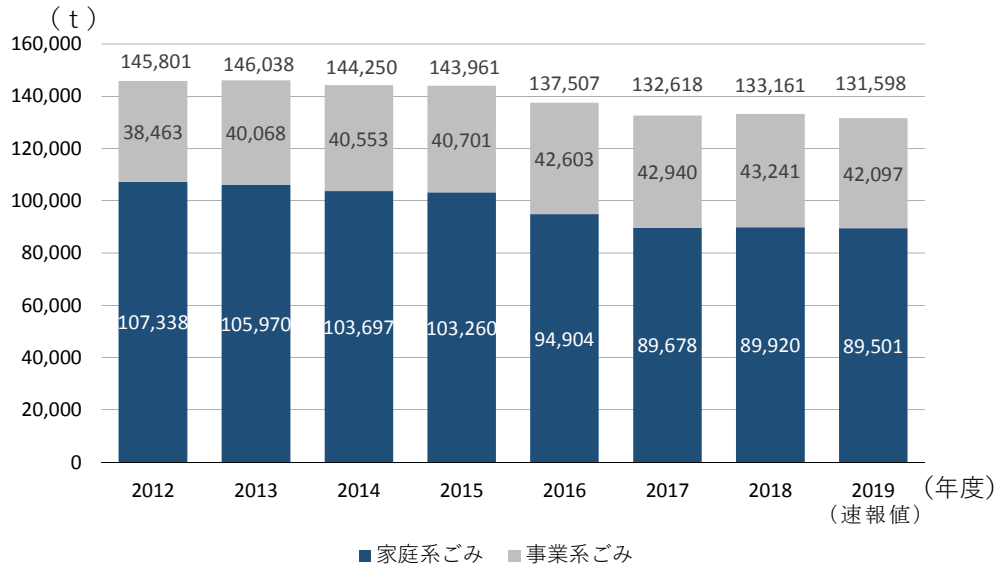


都市交通課まとめ

2.8 資源循環

令和元（2019）年度のごみ排出量（速報値）は、家庭系ごみが89,501t、事業系ごみが42,097tで、合計131,598tでした。家庭系ごみの排出量は減少傾向にあります。

■ ごみ排出量の推移



* 2019年度の値は、本市計算による速報値

出典：とよはしの環境

2.9 歴史・文化

本市には令和元（2019）年度末時点で、国指定の文化財が22件、県指定の文化財が16件、市指定の文化財が83件、国登録文化財が22件あります。

■ 市内の主な文化財（民俗文化財、史跡、天然記念物）

国指定重要無形民俗文化財	県指定有形民俗文化財	市指定有形民俗文化財	市指定無形民俗文化財
豊橋神明社の鬼祭	二川宿本陣宿帳	吉田中安全秋葉山常夜燈	梶本八幡社の綱火 飽海人形浄瑠璃 牟呂八幡宮の神事相撲を中心とした神幸祭
国指定史跡	県指定史跡	市指定史跡	
瓜郷遺跡 高山蛇穴 馬越長火塚古墳群	前芝の燈明台 権現山古墳	神山古墳 萬福寺古墳 一里山の一里塚 松葉塚、附標石1基	宮西古墳 二川宿本陣 高山一里塚(西塚) 苗畑5号窯跡
国指定天然記念物	県指定天然記念物	市指定天然記念物	
石巻山石灰岩地植物群落	お葉つきイチョウ 高師小僧 葦毛湿原	玉泉寺のナギ 春日神社のマキ 普門寺の大スギ	長楽のヒノキ ナガバノイシモチソウ自生地 野依八幡社のシダレザクラ

第3章 計画の目指すもの

3.1 計画の構成

基本理念 環境基本条例を踏まえた、計画期間 10 年間の環境の保全に関する本市の基本となる考え方
ともに変わろう 地球と私たちの未来のために

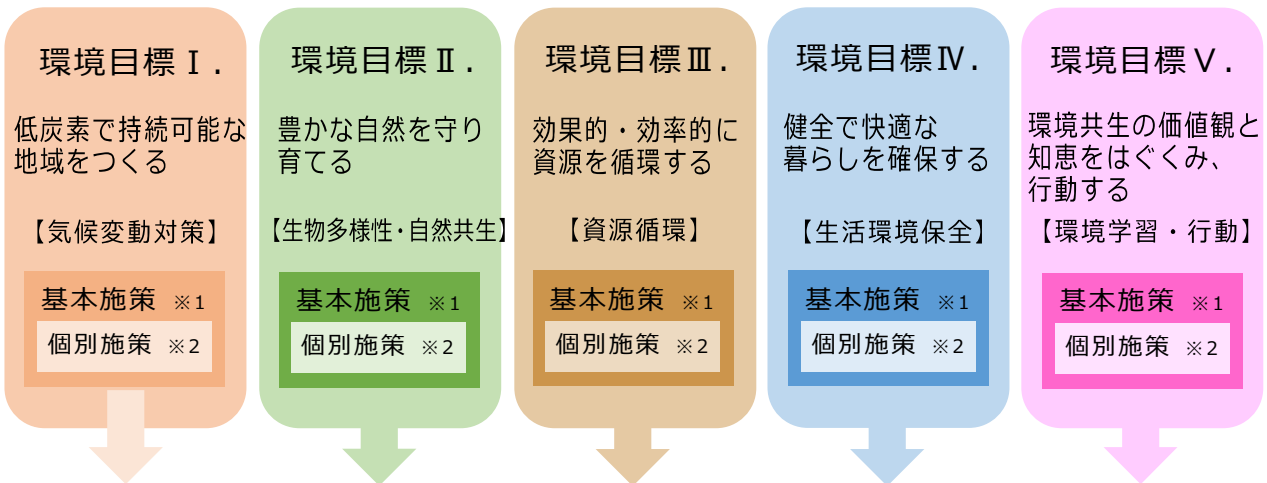
環境像 基本理念に従い、本市が目指す将来の環境の姿
豊かな自然と人がはぐくみ 次世代につなぐ「環境先進都市 とよはし」

- めざすまちの姿
 - 【環境】自然の恵みを受けながら健康に暮らせる持続可能なまち
 - 【経済】地域で価値が生まれ循環する自立可能なまち
 - 【社会】次世代のために変革と行動をするまち

環境目標 基本理念及び環境像の実現を図るため、環境基本条例第 7 条に規定する基本方針や国・県の環境基本計画を受け、環境の側面ごとに定める目標

定量目標 環境目標に対する取組目標で市域全域の環境が目標にどう近づいているのかを計る項目

指標 定量目標を補完するものとして、環境目標の達成に向けた状態を表す指標



分野を横断した環境・経済・社会の統合的なアプローチ、多様なパートナーシップの強化により推進する取組

- 重点取組**
1. 再生可能エネルギー利用 100%のまちづくり
 2. みんなでつなげる生態系ネットワークづくり
 3. 食品ロス対策
 4. 海洋プラスチックごみ対策
 5. 環境政策と福祉政策の連携

※1 環境目標を達成するための基本となる施策で、各環境目標達成のための個別施策を実施するに当たり、総合的な推進を図るため、各施策を環境課題ごとに体系化し、その上位施策として位置付けたもの
※2 環境目標を達成するための具体的な施策で、基本施策を構成する下位施策として位置付けたもの

3.2 基本理念

ともに変わろう 地球と私たちの未来のために

「ともに変わろう」

本市においては、「誰一人取り残さない」という考えの下、17のゴールと169のターゲットで構成するSDGs（持続可能な開発目標）に向け取組を進めていますが、持続可能な社会を実現するためには、市民・事業者・行政が連携するとともに、変わっていくことが必要です。

以上のことから、「ともに変わろう」と表現しました。

「地球と私たちの未来のために」

国内外の状況を見ると、気候変動、プラスチックによる海洋汚染など地球規模の問題が深刻化するとともに、生物多様性の保全のような地域区分ごとの課題や食品ロス対策のような身近な課題も発生しています。

これらの問題や課題は、私たちの暮らしや事業活動と深く関係しており、将来に向けて、私たち一人ひとりがこれまでの生活を見直す必要があります。

以上のことから、「地球と私たちの未来のために」と表現しました。

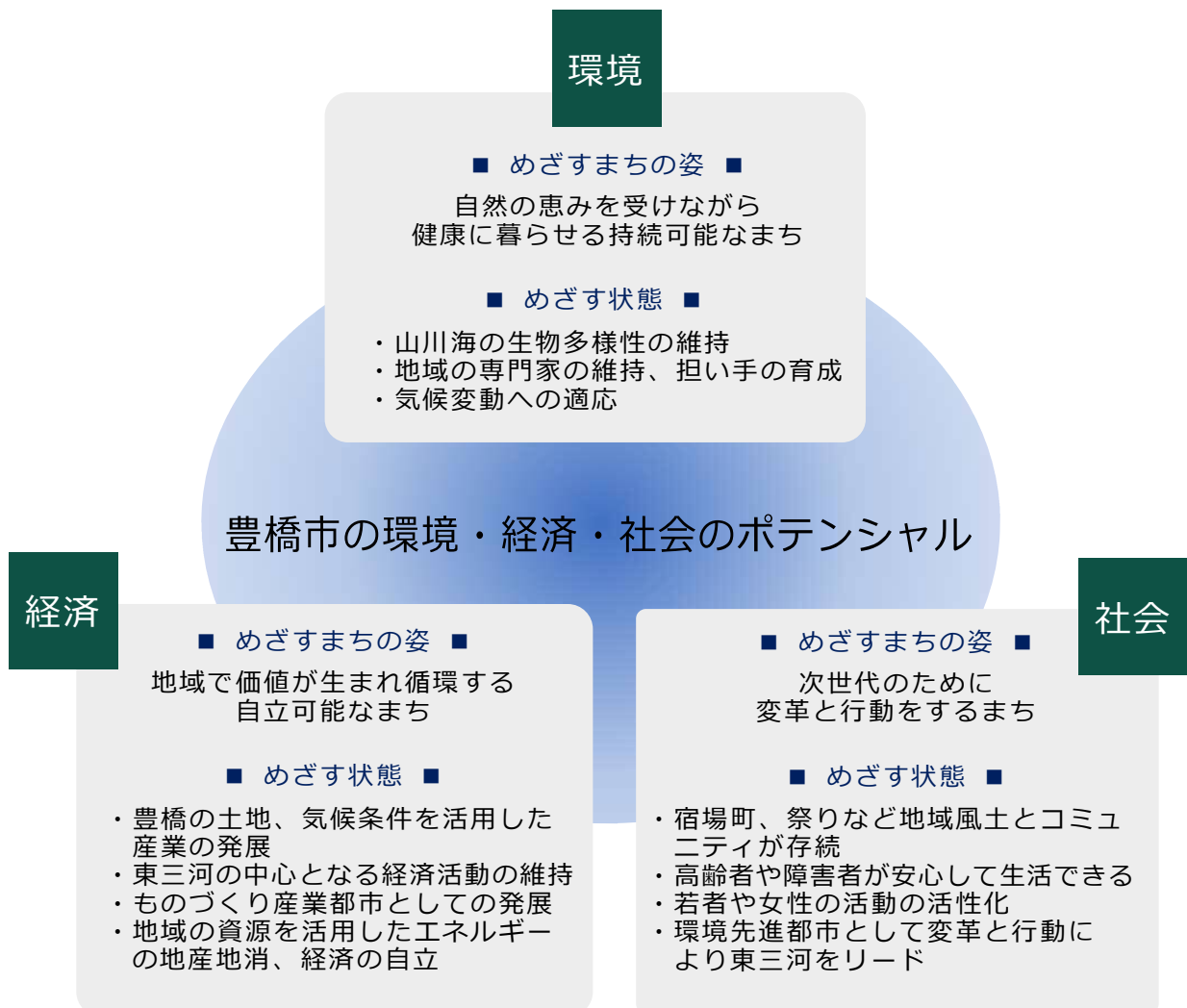
3.3 環境像

複雑かつ多岐に渡る環境課題を抱え変革し続ける社会において、これからの本市の環境を考えるにあたっては、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた環境・経済・社会の統合的向上やあらゆる主体による取組の考え方は大きな道筋となるものです。

本市の持つ、多様な自然環境や人などの資源・活動といったポテンシャルを十分に活かしながら、地域の環境・経済・社会の統合的な向上が図られることで、環境先進都市として地域の自立や一人ひとりの変革と行動が進んでいる持続可能なまちの実現を目指します。

豊かな自然と人がはぐくみ 次世代につなぐ「環境先進都市 とよはし」

この環境像に基づき、環境の新たな価値創造と人々の環境行動のさらなる変容につなげ、本市の恵み豊かな環境をかけがえのないものとして次世代に継承していきます。



SDGsの理念：誰一人として取り残さない社会の実現

地域循環共生圏

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

SDGsとは

SDGsとは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人として取り残さない社会の実現」を基本理念に掲げ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

国の「第五次環境基本計画」（平成30（2018年）4月閣議決定）においても、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとした上で、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則としてSDGsの考え方が組み込まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

「持続可能な豊橋」の推進

本市は、令和元年に「SDGs未来都市」に選定されました。インドネシアでの水道技術支援やボルネオ島での野生動物保全活動などの国際貢献に資する取組のほか、バイオマス利活用センターの整備による地球温暖化防止や循環型社会の形成など多くの施策にSDGsの理念を取り入れ、行政課題の解決や地域活性化に役立てています。

3.4 環境像を達成するための方針と環境目標

本計画においては、SDGsの視点や地域循環共生圏の考え方を踏まえつつ、基本理念をもとに環境像の実現に向けて、環境について固有の分野及びその基盤となる分野に対する5つの環境目標を設定し、取組を進めていきます。

固有の
分野

I. 低炭素で持続可能な地域をつくる【気候変動対策】

市民や事業者と一体となって低炭素型の暮らし・ライフスタイルやまちづくりを推進するほか、気候変動の影響への対策としての適応策を推進し、低炭素で持続可能なまちを目指します。

II. 豊かな自然を守り育てる【生物多様性・自然共生】

多様な自然環境や生きものの保全を進めるとともに、生物多様性がもたらす自然の恵みを有効活用することで、豊かな自然と人が共生するまちを目指します。

III. 効果的・効率的に資源を循環する【資源循環】

市民や事業者と協働して、3Rをより一層進めるとともに、環境負荷の少ない廃棄物処理を進めることにより、効果的で効率的に資源を循環するまちを目指します。

IV. 健全で快適な暮らしを確保する【生活環境保全】

大気や水環境などの改善のほか、環境美化活動や周辺環境と調和したまち並み景観の形成などにより、ゆとりとuringおいのある生活空間を創出し、心身ともに健全で快適に暮らせるまちを目指します。

基盤となる
分野

V. 環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する【環境学習・行動】

地域の環境や歴史・文化について学ぶ機会を提供することで、新たな担い手を育成するとともに、市民や事業者と協働して環境保全活動を実践することで、環境に優しいライフスタイルが定着したまちを目指します。

第4章 目標の達成に向けた施策・重点取組

4.1 分野別環境施策

環境目標	基本施策	定量目標及び指標
環境目標Ⅰ 低炭素で持続可能な地域をつくる 【気候変動対策】	I-1.低炭素型の暮らし・まちづくり I-2.再生可能エネルギーの利用促進 I-3.気候変動への適応	【定量目標】 ○温室効果ガス総排出量（削減率） 【指標】 ○再生可能エネルギー施設の設置容量 ○エコファミリーの登録件数
環境目標Ⅱ 豊かな自然を守り育てる 【生物多様性・自然共生】	II-1.生物多様性の保全 II-2.自然の恵みの持続的な享受 II-3.生物多様性を支えるしくみづくり	【定量目標】 ○市内の生物多様性チェックリストの項目達成率 【指標】 ○豊橋の自然に愛着や関心がある人の割合 ○自然環境関連イベント等への参加者数
環境目標Ⅲ 効果的・効率的に資源を循環する 【資源循環】	III-1.ごみ減量の推進 III-2.リサイクルの推進 III-3.廃棄物の適正・安定的な処理の推進	【定量目標】 ○市民1人一日当たりの家庭系ごみ量 【指標】 ○リサイクル率 ○最終処分量
環境目標Ⅳ 健全で快適な暮らしを確保する 【生活環境保全】	IV-1.大気・水環境等の保全 IV-2.水資源の保全 IV-3.美しく暮らしやすいまちづくり	【定量目標】 ○大気等環境基準の達成率 【指標】 ○美化活動（530運動実践活動）の参加者数 ○身近な生活環境保全への市民の満足度
環境目標Ⅴ 環境共生の価値観と知恵をはぐくみ、行動する 【環境学習・行動】	V-1.環境に関する教育・啓発の推進 V-2.環境保全活動の推進 V-3.環境情報の収集・発信	【定量目標】 ○環境保全活動に取り組んでいる人の割合 【指標】 ○環境学習で学んだ人数（環境学習出前講座や学習イベント等への参加人数） ○環境情報の提供数



現状と課題

現状

- 地球温暖化が進行し、大雨・高温などの異常気象や自然災害の増加など気候変動による影響が現れはじめています。本市は、平成 27（2015）年に採択されたパリ協定の目標達成に貢献するため、平成 30（2018）年 10 月、全国で 10 番目に「世界首長誓約／日本」に誓約しました。
- 本市の温室効果ガス排出量は 4,356 千 t-CO₂（平成 28（2016）年度）で、産業構造などの特性により、製造業からの排出割合が多く、次いで自動車からの排出割合が多くなっています。

課題

- 市民・事業者との連携によるエネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。
- 温室効果ガスの排出低減のための「緩和策」と同時に、既に現れつつある気候変動による影響への「適応策」を推進する必要があります。

環境目標の方向性

市民や事業者と一体となって低炭素型の暮らし・ライフスタイルやまちづくりを推進するほか、気候変動の影響への対策としての適応策を推進し、低炭素で持続可能なまちを目指します。

定量目標

温室効果ガス総排出量（削減率）



1.4%
(平成 27 年度)

-26%
(令和 12 年度)

指標

項目	現状値 (令和元年度)	目標 (令和 12 年度)
再生可能エネルギー施設の設置容量	243,153kw	657,958kw
エコファミリーの登録件数	16,604 件	29,800 件

基本施策・個別施策と取組内容

1. 低炭素型の暮らし・まちづくり

(1) 低炭素型の暮らし・ライフスタイルや事業活動の推進

- ① とよはし版クールチョイスのさらなる展開など、節電・省エネ行動を促進します。
- ② 家庭・事業所などにおける省エネ性能が高い機器・設備などの導入を促進します。
- ③ 低炭素住宅・建築物やZEB・ZEHの普及を促進します。



路面電車

(2) 環境に配慮した移動の推進

- ① 鉄道や路面電車、路線バスなど、公共交通の利便性を向上します。
- ② 安全で快適な自転車の利用環境の整備を推進します。
- ③ 次世代自動車購入助成や充電設備整備などにより、自動車の賢い使い方への転換を促します。

(3) 低炭素型まちづくりの推進

- ① 「歩いて暮らせるまち区域」への居住誘導など、集約型都市構造の形成に向けた都市づくりを推進します。
- ② 住宅・事業所の敷地内緑化をはじめとしたまちなか緑化を推進します。
- ③ 市内の森林を健全な状態にするための除間伐を推進します。

「歩いて暮らせるまち区域」とは？

人口減少や超高齢社会に対応するため、中心市街地や主要な鉄道駅周辺等の拠点に都市機能を集約し、それらの拠点や公共交通沿線などに居住を誘導するまとまりのある都市構造（「集約型都市構造」）の形成が求められています。

本市では「豊橋市立地適正化計画」に基づく「歩いて暮らせるまち区域」を独自に設定し、公共交通や自転車などの利用促進により、過度に自動車に頼らなくても歩いて便利に生活できる、環境に優しいまちづくりを進めています。



目指すまちのイメージ

2. 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 市の率先した再生可能エネルギーの導入

- ① 市の保有する施設などにおける太陽光発電システムの導入を推進します。
- ② 災害時にも活用可能な自立分散型エネルギーシステムの構築に取り組めます。



E-じゃん発電所

(2) 地域新電力事業の推進

- ① エネルギーの地産地消に向けた地域新電力事業を推進します。
- ② 市の保有する施設などにおける「再生可能エネルギー100%」を推進します。

(3) 家庭及び事業者における再生可能エネルギーの導入促進

- ① 太陽光発電やバイオマス発電など、再生可能エネルギーの積極的な導入と普及啓発を推進します。
- ② 再生可能エネルギー発電設備の設置においては、地域の自然環境や景観が損なわれないように配慮します。

3. 気候変動への適応

(1) 気候変動の影響や適応策の普及啓発

- ① 気候変動による影響とその適応策についての情報提供や啓発を推進します。

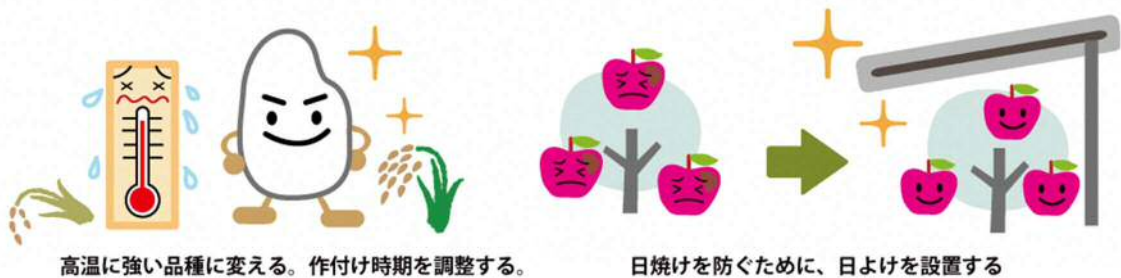
(2) 気候変動適応策の推進

- ① 自然災害や熱中症への対策など、関係者との連携により気候変動の影響に対する適応策を検討・推進します。

気候変動への適応とは？

最近、集中豪雨が増えた、台風が強くなった、熱帯夜が増えた、作物がうまく育たない、などと実感する人も多いのではないのでしょうか。このような気候変動の影響が全国各地で現れています。どれだけ温室効果ガスの削減（気候変動の「緩和」）に取り組んだとしても、温暖化は避けられないと言われており、既に起こりつつある気候変動の影響への「適応」について、私たち一人ひとりが理解を深め、行動していくことが求められています。

●食を守るための「適応」の例



出典：気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト

環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none">再生可能エネルギー関連事業などにより温室効果ガスの排出量が削減され、温暖化による生態系への影響が緩和されるクリーンなエネルギーが地域で積極的に利用されることにより、自動車などによる大気汚染が低減される	<ul style="list-style-type: none">省エネルギーや再生可能エネルギーの促進により、公共施設などの光熱費削減が期待できるエネルギー費用が地域内に保たれることにより、地域雇用の創出や経済効果が期待できる	<ul style="list-style-type: none">自立・分散型エネルギーの普及が進むことにより、災害時の非常用電源確保など災害に強いまちづくりが進む車に頼らない移動が進むことにより、健康増進につながることを期待できる

豊かな自然を守り育てる

【生物多様性・自然共生】



この環境目標は、豊橋市の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関するものであり、生物多様性基本法第 13 条に規定する「豊橋市生物多様性地域戦略」として位置付けます。

現状と課題

現状

- 本市には、石巻山を含む弓張山地、三河山間部を源流とする豊川、遠浅で干潟の広がる三河湾、太平洋に面する表浜海岸などさまざまな自然があり、それぞれの環境特性に応じて多様な生態系や景観が形成されています。
- 市民や活動団体などとの協働により、葦毛湿原の植生回復や汐川干潟の保全、表浜海岸でのアカウミガメの保護調査活動などに取り組んでいます。
- 市民団体による保全活動や観察会が開催され、豊橋総合動植物公園や豊橋市自然史博物館では、生きものや地域の自然について理解を深めることができます。

課題

- 住宅などの開発だけでなく、私たちの暮らしの変化や、外来生物の侵入、気候の変化などさまざまな要因で、自然環境の変化や生物多様性の劣化が進行しているため、早急に対策する必要があります。
- 分布地や個体数が限定的な希少種は、生息・生育域内・域外を問わず保護する必要があります。また、外来生物は継続的な把握と早期に対策する必要があります。
- 市内の自然環境や生きものの生息状況など基礎的な情報を収集し、環境の変化を継続的に把握していく必要があります。
- 観察会など環境学習の機会を支えている市民団体の高齢化が進んでおり、新たな担い手を確保する必要があります。

環境目標の方向性

多様な自然環境や生きものの保全を進めるとともに、生物多様性がもたらす自然の恵みを有効活用することで、豊かな自然と人が共生するまちを目指します。

定量目標

市内の生物多様性チェックリストの項目達成率



100%
(令和2年度)

100%
(令和12年度)

指標

項目	現状値	目標 (令和12年度)
豊橋の自然に愛着や関心がある人の割合	61.2% (令和2年度)	70.0%
自然環境関連イベント等への参加者数	1,804人 (令和元年度)	2,200人

定量目標「市内生物多様性チェックリストの項目達成率」のチェックリスト項目

分類群	チェックリストの項目	チェックする内容
鳥類	鳥類の確認種数	基準年度（令和2年度）からの削減率が -5%以上を維持していること※1
魚類	メダカの生息確認	対象水域でメダカの生息が確認されていること
は虫類	アカウミガメの産卵成功率 (産卵個体数/上陸個体数)	基準年度（令和2年度）からの削減率が -5%以上を維持していること※1
昆虫類	ため池に生息するトンボの確認種数	基準年度（令和3年度※2）からの削減率が -5%以上を維持していること※1
	ヒメヒカゲの生息確認	対象地域でヒメヒカゲが確認されていること
植物	対象希少植物の分布種数	市内で対象36種※3の分布が維持されていること
	葦毛湿原内の希少植物種の開花確認	葦毛湿原で希少植物種の開花が確認されていること
	ナガバノイシモチソウの自生個体数・開花数	基準年度（令和2年度）からの削減率が -5%以上を維持していること※1
重要なハビタット	主要な湿原の総面積	葦毛湿原において3.2haの面積を維持していること

※1 基準年度及び現状の数値は、当該年度を含む過去3年度分の平均値を基本とする。

※2 令和3年度に基準年度の種数を確認する調査を実施予定

※3 「愛知県版レッドデータブック2020」に掲載された絶滅危惧種等より選定（IA類9種、IB類15種、II類10種、その他2種）

基本施策・個別施策と取組内容

1. 生物多様性の保全

(1) 地域の特性に応じた生きものの生息・生育環境の保全

- ① 市内のさまざまな地域ごとに形成された、生きものが生息・生育する生態系の保全を推進します。
- ② 絶滅危惧種など希少種の域内・域外保全のための保護活動や調査研究を推進します。
- ③ 野生鳥獣の適正な保護・管理を進め、適切な関係を構築します。

(2) 外来生物対策の推進

- ① 外来生物について市民や事業者などの理解促進・普及啓発を推進します。
- ② 地域の生態系や農作物などに大きな被害を与える特定外来生物について、専門家などと連携し、生息・生育状況の把握と防除を推進します。



外来生物の
ヌートリア

2. 自然の恵みの持続的な享受

(1) 森林からの恵みの享受

- ① 広域連携による奥三河の水源涵養林の保全活動を推進します。
- ② 森林環境譲与税の活用などにより、手入れの行き届かない人工林の整備及び森林・林業への理解促進につながる木材利用を推進します。

- ③ 農産物の地産地消の取組を進めるとともに、市民ふれあい農園などにおける農とのふれあいの場や機会の創出などにより、農業への知識や理解を促進します。



市民ふれあい
農園

(2) 農地からの恵みの享受

- ① 耕作放棄地の解消及び発生防止につながる取組を支援することで、自然の恵みをもたらす農地の保全及び利用を推進します。
- ② 農薬の適正利用や環境に優しい農業用資材の普及促進、エコファーマーの活動推進などにより、環境保全型農業を推進します。

(3) 川・池沼・海からの恵みの享受

- ① 生態系に配慮した水辺環境の適切な維持管理と保全を推進します。
- ② プラスチックごみによる海洋汚染防止への積極的な取組を推進します。
- ③ 本市水産業の振興に寄与する貴重な水産資源の保護再生の取組を推進します。

3. 生物多様性を支えるしくみづくり

(1) 市民・事業者・行政の協働体制の構築

- ① 「豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会」を機能強化し、さまざまな主体・関係者における自然環境や生態系に関する情報共有と多様な連携を促進します。

(2) 生きものの継続的モニタリングの実施

- ① 専門家や地域の団体、県などと連携し、生きものの継続的なモニタリングや情報収集を推進します。

環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none">・ 生物多様性の保全を推進することにより、次世代への自然資源の継承と温室効果ガスの吸収源対策につながる・ 農産物の地産地消の推進により、運輸部門の温室効果ガス削減につながる	<ul style="list-style-type: none">・ 地産地消が促進されることにより、農林漁業の活性化が期待できる・ 地域の自然資源を観光資源として活用することで、経済効果につながる	<ul style="list-style-type: none">・ グリーンインフラなどにより、渇水対策や土砂災害・洪水などの軽減が期待できる・ 身近な自然環境を活用した散策などにより、多様な世代の健康増進につながる

生物多様性とは

生きものは40億年という長い年月をかけて進化した結果、3,000万種ともいわれる個性を獲得し、いろいろな個性がつながりあい、支えあって生きています。この生きものたちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。生物多様性は、地域特有の自然環境をつくり出し、私たちに自然の恵みをもたらしてきました。

生物多様性が豊かであるためには、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性の3つのスケールで多様性が維持されることが大切だとされています。



生態系の多様性

さまざまな形の自然があること

森林、里地里山、河川、湿原、干潟など様々なタイプの自然があることで、生きものが豊かになり、またそこでしか生きていけない生きものが育まれます。



種の多様性

たくさんの生きものがいること

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、さまざまな生きものが関わり合いながらバランスをとって生きています。



遺伝子の多様性

個性豊かな生きものがいること

同じ種でもいろいろな個性(遺伝子)があることで、農作物の地域品種が生まれたり、病気による全滅を避けたりすることができます。

生物多様性の恩恵

生物多様性は目に見えにくく、普段の生活の中では気づきにくいことですが、私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生きものが関わりあう生態系から得ることのできる恵み（生態系サービス）によって支えられています。

本市の丘陵地の里地・里山環境や、市街地に残るため池、市南部に広がる農地などは、私たちの暮らしと深く関わってできた生態系で、多様な動植物を育むだけでなく、私たちの暮らしにたくさんの恵みをもたらしています。

私たちがこれからも自然の恵みを享受していくためには、生物多様性が豊かであり続けるようにさまざまな取組を進めていくことが大切であり、何気ない自らの行動も地域の生物多様性につながっています。

<4つの生態系サービス>

暮らしの基礎

生きものの遺伝的情報、機能や形態は、食料をはじめ、医薬品や紙製品などにも利用されています。



自然に守られる私たちの暮らし

豊かな森林や河川の保全是安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。



生きものがうみだす大気

植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きものの営みによって支えられています。

自然がはぐくむ多様な文化

海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。

生物多様性に迫る危機

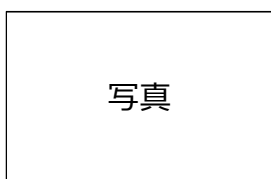
地球上の生物多様性は4つの危機にさらされていると言われています。この危機は人間活動と地球環境の変化などによると考えられます。

本市での4つの危機について、主なものを整理しました。

第1の危機 開発など人間活動による危機



豊川放水路の護岸



開発された山林



盗掘された希少植物

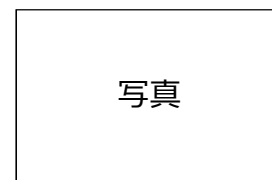
第2の危機 自然に対する働きかけの縮小による危機



耕作放置された農地



管理不足の山林



イノシシによる食害

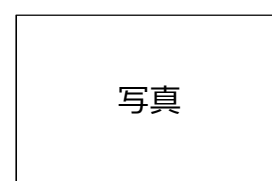
第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機



アライグマ



ヌートリア



ヒガタアシ

第4の危機 地球環境の変化による危機

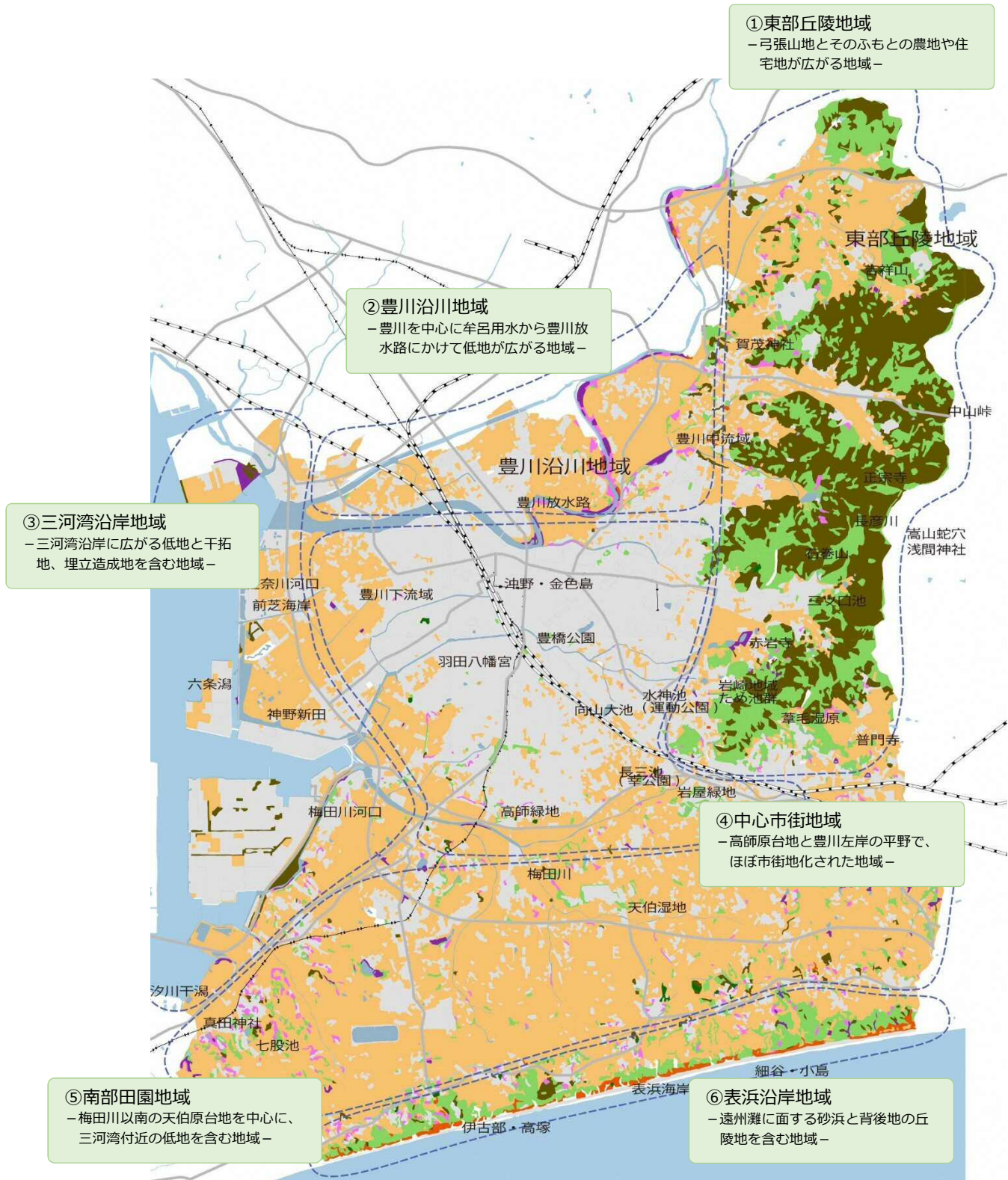


イシマキシロマイマイ

- ・石巻山などに分布している生物の消失
- ・亜熱帯性の生物の侵入、分布拡大
- ・沿岸生態系の変化（暖海性生物の分布北上など）など

エリア別環境目標

生物多様性地域戦略の対象となる地域は豊橋市全域です。また、地理や動植物の分布状況から大きく6つのエリアに分け、それぞれのエリアごとに目標を定めます。



① 東部丘陵地域

－弓張山地とそのふもとの農地や住宅地が広がる地域－

■ エリアの特徴

- まとまりのある森林地域
- 大きな割合を占めるスギ・ヒノキ植林
- 石巻山周辺に分布する石灰岩地や洞窟特有の動植物
- 山麓に広がる湿性植物など希少な動植物の宝庫である葦毛湿原や、人の関わりにより成立した里地・里山環境



■ 主な課題・リスク

- 手入れ不足による人工林や里山林の荒廃と森林機能の低下
- 野生動物の増加による農作物や生態系への影響
- 植生遷移による湿原の縮小
- 希少植物の盗掘や踏み荒らし、園芸種の持ち込み
- 土石等採掘のための山地開発
- ため池の利用形態の変化や外来生物の侵入などに伴う動植物種の減少
- 太陽光発電施設等の開発による土地改変や生態系などへの影響

■ エリア目標

- ・ 森林、湿原、ため池など多様な自然が積極的に管理・保全されることで、多様な動植物が生息・生育しているエリアにします。
- ・ 森林資源の供給地や市民の自然学習・体験のフィールドとして活用されているエリアにします。



葦毛湿原

葦毛湿原は、弓張山地の標高 60～70mの緩やかな斜面に広がる湧水湿地で、東海地方特有の植物や南方系、北方系の植物が混在し、愛知県指定天然記念物となっています。

1988 年からは湿原の遷移を戻すため、遷移の進んだ植生を人為的に除去する小規模な回復実験を始め、徐々に規模を拡大した植生回復施策を行ってきました。これらの成果をもとに、2013 年からは生物多様性の保全と健全な生態系の持続を目標に、保全生態学の成果に基づいた大規模な植生回復作業を行っています。

② 豊川沿川地域

－豊川を中心に牟呂用水から豊川放水路にかけて低地が広がる地域－

■ エリアの特徴

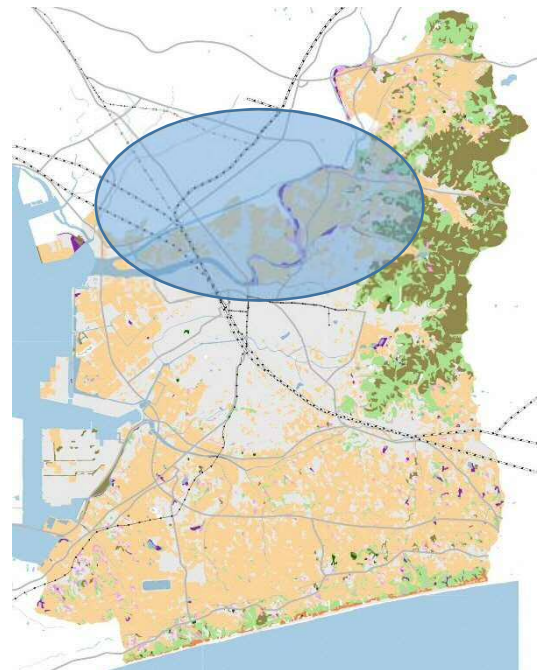
- 水域に加えて、河畔林やヨシ原・オギ原など河川特有のハビタットが分布
- 動物の移動経路としても重要な役割を担っている河畔林
- カモ類のえさ場となっている水田地域

■ 主な課題・リスク

- 河川改修や護岸工事によるハビタットの消失
- 横断工作物による河川の連続性の消失
- ノートリアなど外来生物の侵入、分布拡大

■ エリア目標

・河畔林や砂礫河原など、河川の働きによってつくられる多様な環境が維持されており、豊かな動植物相や美しい河川景観が形成されたエリアにします。



豊川 下条橋付近 河畔林



豊川下流域（吉田大橋付近）

③ 三河湾沿岸地域

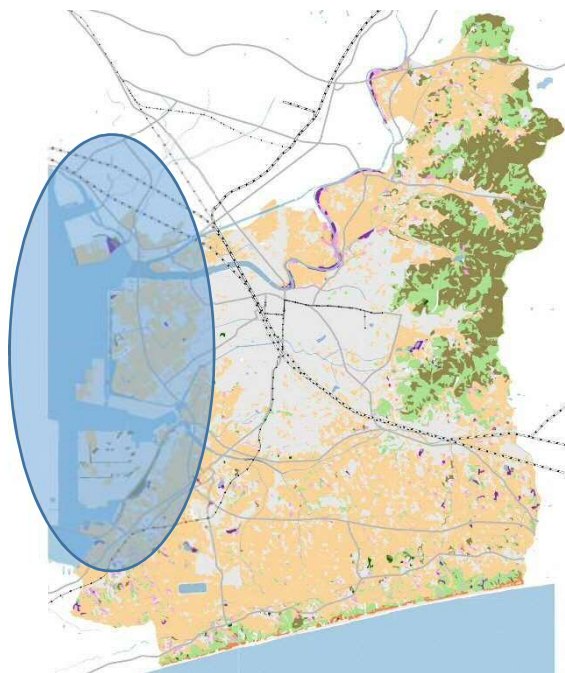
－三河湾沿岸に広がる低地と干拓地、埋立造成地を含む地域－

■ エリアの特徴

- 干潟、塩性湿地、汽水環境などの特有の環境が広がる河口や沿岸域
- 工場などが広がるが、水田地帯もある沿岸域
- 水鳥の生息地としての干潟

■ 主な課題・リスク

- 干潟の栄養塩バランス
- 護岸工事などによる改変
- ヒガタアシやアルゼンチンアリなど特定外来生物の新たな侵入
- 気候変動に伴う干潟への影響



■ エリア目標

- ・シギ・チドリが訪れる豊潤な干潟が広がっており、潮干狩りや野鳥観察を楽しむことができるエリアにします。
- ・外来生物の侵入が水際で対策されており、地域の生態系への影響が最大限に抑えられ、人々も安心して生活・仕事を行うことができるエリアにします。



汐川干潟



六条潟

④ 中心市街地域

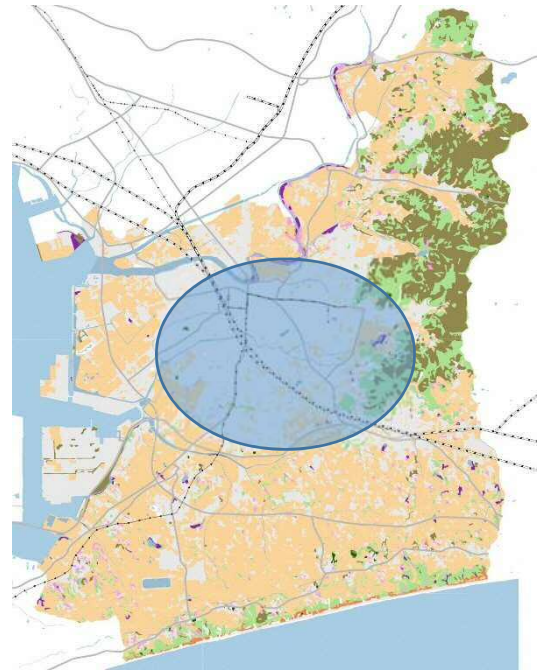
－高師原台地と豊川左岸の平野で、ほぼ市街地化された地域－

■ エリアの特徴

- 社寺林、ため池などに小規模の自然が残る市街化が進んだ地域
- 鳥類や昆虫類などの生息環境となる街路樹や公園樹木
- 貴重な自然も残されている長三池など

■ 主な課題・リスク

- ため池の利用形態の変化や外来生物の侵入などに伴う動植物種の減少
- 公園や社寺林等の下草刈りや落葉かきなどの管理による動植物相の変化
- 生きものの生息や移動空間としての水・緑の確保



■ エリア目標

・街中に生きものの豊かな公園やため池が点在しており、市民が身近に自然にふれることができるエリアにします。



豊橋公園



幸公園・長三池

⑤ 南部田園地域

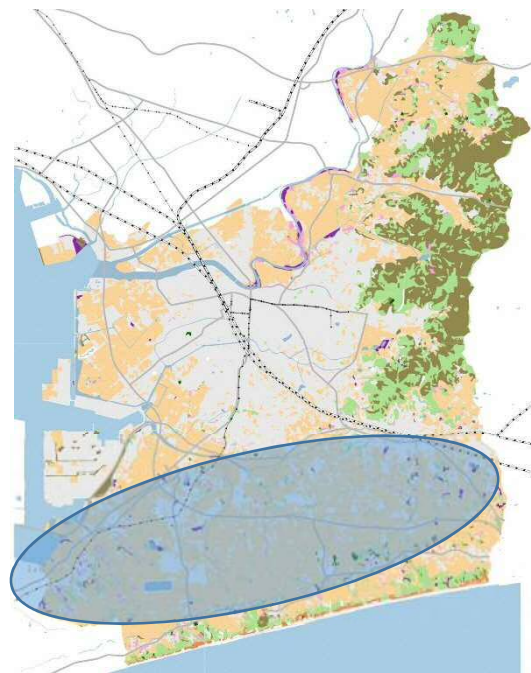
－ 梅田川以南の天伯原台地を中心に、三河湾付近の低地を含む地域－

■ エリアの特徴

- 農耕地が広がる田園地域
- スポット的に貴重な自然が残っている真田神社、七股池、天伯湿地など

■ 主な課題・リスク

- 宅地化などに伴う農地の減少や状態悪化
- ため池の利用形態の変化や外来生物の侵入などに伴う動植物種の減少
- 外来生物による農作物被害
- 湿原の植生遷移



■ エリア目標

・緑豊かな鎮守の森やトンボ・鳥などの豊富なため池が点在する田園景観が広がり、農地では環境に配慮した農業が営まれているエリアにします。



天伯湿地



七股池

⑥ 表浜沿岸地域

－遠州灘に面する砂浜と背後地の丘陵地を含む地域－

■ エリアの特徴

- 海岸特有の動植物が生息・生育
- 海浜植生や海岸林が分布
- アカウミガメが産卵
- サーフィンや釣りなどの利用

■ 主な課題・リスク

- 砂の供給不足による砂浜の縮小
- 車の乗り入れやたき火など砂浜の過剰利用による植生の破壊とアカウミガメの産卵の阻害
- 深夜の大音量の音や光によるアカウミガメの産卵の阻害



■ エリア目標

- ・ 利用と保全のバランスがうまく保たれ、砂浜から海岸林へと続く海岸の自然が維持されており、砂浜では毎年アカウミガメが産卵しているエリアにします。



アカウミガメ



表浜海岸

広い砂浜と、背後にゆるやかな海食崖が続く表浜海岸は、昔から変わらず本市が誇るべき美しい海岸です。

広く静かな砂浜は、毎年、絶滅危惧種のアカウミガメの産卵の場となっており、アカウミガメの保護活動や自然観察会などが行われています。また、市民協働による表浜海岸のクリーン活動が定期的に行われています。

波打ち際にはシギ・チドリ類が見られ、冬季の海上では海鳥の姿も見られます。砂浜にはヤマトダラバツタや海浜植物など、海浜特有の動植物が生育・生息しています。また、サーフィンや釣りを楽しむなど、人々の憩いの場にもなっています。

エリア別の主な事業一覧

1. 生物多様性の保全

個別施策	取組内容	主な事業	取組の主な対象エリア						
			東部丘陵地域	豊川沿川地域	三河湾沿岸地域	中心市街地	南部田園地域	表浜沿岸地域	
(1)地域の特性に応じた生きものの生息・生育環境の保全	①市内さまざまな地域ごとに形成された、生きものが生息・生育する生態系の保全を推進します	葦毛湿原やナガバノイシモチソウ自生地の植生回復など湿原保全活動	●			●			
		汐川干潟保全実践活動			●				
		表浜海岸への車両乗り入れ規制						●	
		ため池の適切な維持管理	●		●	●	●		
		環境に配慮した公園・街路樹の管理	●	●	●	●	●	●	
		天然記念物・巨木・名木の保全	●	●	●	●	●	●	
		太陽光発電施設など開発行為の事前確認	●	●	●	●	●	●	
	②絶滅危惧種など希少種の域内・域外保全のための保護活動や調査研究を推進します	アカウミガメの実態調査							●
		葦毛湿原やナガバノイシモチソウ自生地の植生回復など湿原保全活動(再掲)	●			●			
		地元生息種の調査・研究や地元希少種の域内・域外保全	●	●	●	●	●	●	
③野生鳥獣の適正な保護・管理を進め、適切な関係を構築します	鳥獣被害防止計画に基づく野生鳥獣の捕獲などの被害対策	●	●					●	
	野生鳥獣の情報収集	●	●					●	
(2)外来生物対策の推進	①外来生物について市民や事業者などの理解促進・普及啓発を推進します	外来生物に関する啓発活動	●	●	●	●	●	●	
		特定外来生物の実態調査及び防除活動	●	●	●	●	●	●	
	②地域の生態系や農作物などに大きな被害を与える特定外来生物について、専門家などと連携し、生息・生育状況の把握と防除を推進します	外来生物の情報収集	●	●	●	●	●	●	
		ため池内の外来魚の駆除活動	●	●	●	●	●	●	
		スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）の防除活動	●	●	●	●	●	●	

2. 自然の恵みの持続的な享受

個別施策	取組内容	主な事業	取組の主な対象エリア						
			東部丘陵地域	豊川沿川地域	三河湾沿岸地域	中心市街地	南部田園地域	表浜沿岸地域	
(1)森林からの恵みの享受	①広域連携による奥三河の水源涵養林の保全活動を推進します	豊川水源地域の森林整備事業	新城市以北の豊川水源						
		人工林の除間伐推進事業	●						
		林道の維持管理事業	●						
		森林環境整備推進事業による市内森林情報の把握	●						
		森林所有者等への森林保全意識の啓発	●						
		公共施設等への三河材利用促進	●	●	●	●	●	●	
		吉祥山の保全管理事業	●						
東海自然歩道整備事業	●								

個別施策	取組内容	主な事業	取組の主な対象エリア						
			東部丘陵 地域	豊川沿川 地域	岸地域	三河湾沿 地域	中心市街 地域	南部田園 地域	表浜沿岸 地域
(2)農地からの恵みの享受	①耕作放棄地の解消及び発生防止につながる取組を支援することで、自然の恵みをもたらす農地の保全及び利用を推進します	耕作放棄地（遊休農地）対策	●	●	●	●	●	●	
	②農産物の適正利用や環境に優しい農業用資材の普及促進、エコファーマーの活動推進などにより、環境保全型農業を推進します	環境保全型農業の普及啓発	●	●	●	●	●	●	
		エコファーマーの活動推進	●	●	●	●	●	●	
	③農産物の地産地消の取組を進めるとともに、市民ふれあい農園などにおける農とのふれあいの場や機会の創出などにより、農業への理解を促進します	市民ふれあい農園の利用促進	●		●				
地産地消の推進		●	●	●	●	●	●		
(3)川・池沼・海からの恵みの享受	①生態系に配慮した水辺環境の適切な維持管理と保全を推進します	河川改修や護岸工事などの自然環境への配慮	●	●	●	●	●	●	
		ため池の適切な維持管理（再掲）	●		●	●	●		
	②プラスチックごみによる海洋汚染防止への積極的な取組を推進します	530運動などのクリーン活動による水辺環境の保全	●	●	●	●	●	●	
		使い捨てプラスチックの使用削減の普及啓発	●	●	●	●	●	●	
	③本市水産業の振興に寄与する貴重な水産資源の保護再生の取組を推進します	天然うなぎ資源保護再生プロジェクト			●				
汐川干潟保全実践活動（再掲）				●					

3. 生物多様性を支えるしくみづくり

個別施策	取組内容	主な事業	取組の主な対象エリア						
			東部丘陵 地域	豊川沿川 地域	岸地域	三河湾沿 地域	中心市街 地域	南部田園 地域	表浜沿岸 地域
(1)市民・事業者・行政の協働体制の構築	①「豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会」を機能強化し、さまざまな主体・関係者における自然環境や生態系に関する情報共有と多様な連携を促進します	生態系ネットワークづくり懇話会の運営	●	●	●	●	●	●	
(2)生きものの継続的モニタリングの実施	①専門家や地域の団体、県などと連携し、生きものの継続的なモニタリングや情報収集を推進します	協働による自然環境調査の実施	●	●	●	●	●	●	
		アカウミガメの実態調査（再掲）						●	
		郷土の自然に関する調査研究	●	●	●	●	●	●	
		自然史資料の収集及び利用促進	●	●	●	●	●	●	

豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）の取組

豊橋総合動植物公園（のんほいパーク）は、動物園や植物園、自然史博物館などが一体となった施設です。

ここでは、動植物の管理や繁殖、調査・研究などから得られた専門的な知識や技術、多くの人を訪れる施設としての情報発信力などを活かし、生物多様性の保全を積極的に推進するとともに、健全な自然環境を維持するための取組にも貢献しています。

のんほいパークで、生きものの魅力的な姿を通して、楽しみながら生きものや環境について思いを巡らせてみませんか。



アジアゾウ



レッサーパンダ



教育普及活動



調査・研究の様子

道の駅「とよはし」

～あぐりパーク食彩村が進める地産地消

豊橋市で初めてとなる道の駅「とよはし」が、令和元年5月26日に開駅し、初年度は180万人の来場者で賑わいました。道の駅「とよはし」には、あぐりパーク食彩村と地域振興施設トマッテがあります。

あぐりパーク食彩村は、日本有数の農業地帯である豊橋市と田原市の生産者から旬の農産物が直接届く、県下最大規模の農産物直売所です。

地域振興施設トマッテは、地産地消レストランや地元の旬な食材をふんだんに使った手作りジェラート、生産量日本一の豊橋特産うずらの卵を使用した限定品のバームクーヘンなど、豊橋の地元グルメを家族や仲間と一緒に楽しめるスポットです。



出典：道の駅
とよはし HP



現状と課題

現状

- 指定ごみ袋制度や生ごみ分別収集のほか、啓発チラシの広報同時配布などにより積極的なごみ減量やリサイクルの普及啓発を進めています。
- 平成 29 年から豊橋市バイオマス利活用センターにおいて、生ごみや下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥を資源として活用し、バイオガス発電を行っています。
- 市民アンケートによると、市民のごみ減量やリサイクルへの関心や意識は高く、行動にもつながっています。

課題

- もやすぐみの中には分別・リサイクルできるものがまだ見られるため、市民が取り組みやすい仕組みづくりと分別方法の周知を徹底する必要があります。
- 廃プラスチック類の排出抑制が課題であり、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減やさらなるリユース、リサイクルを進める必要があります。
- 災害時における廃棄物の適正処理が懸念されています。

環境目標の方向性

市民や事業者と協働して、3Rをより一層進めるとともに、環境負荷の少ない廃棄物処理を進めることにより、効果的で効率的に資源を循環するまちを目指します。

定量目標

市民 1 人一日当たりの家庭系ごみ量



421g/人・日
(令和元年度)

400g/人・日
(令和 12 年度)

指標

項目	現状値 (令和元年度)	目標 (令和 12 年度)
リサイクル率	27.2%	30.0%
最終処分量	11,228t (※)	6,200t

※令和元年度の最終処分量は、焼却施設の故障に伴うもやすぐみの仮埋め立てと、仮埋め立てしたもやすぐみ
43 の掘り起こし・焼却処分による影響を含んでいます。

基本施策・個別施策と取組内容

1. ごみ減量の推進

(1) ごみの発生・排出抑制（リデュース）

- ① 新聞やダンボールなど、資源となる古紙のリサイクルを推進することなどにより「もやすごみ」の減量を推進します。
- ② 事業者から出るごみの減量・資源化の促進と適正排出の徹底を図ります。
- ③ 食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」を減らすため、3010運動やフードバンクなどの取組を推進します。
- ④ プラスチックごみ問題の解消に向け、使い捨てプラスチック使用削減の取組や普及啓発を推進します。

(2) 再使用（リユース）の推進

- ① リサイクル工房での家具などの再生・展示販売など、資源の再使用（リユース）を推進します。



無料給水スポット

2. リサイクルの推進

(1) リサイクル推進体制の充実

- ① 地域や団体による地域資源回収、及びリサイクルステーションや古紙リサイクルヤードでの資源回収を推進します。
- ② 小売店の店頭回収など事業者の自主的な取組と連携し、分別回収体制を充実します。
- ③ 「もやすごみ」に混入している雑がみを分別・排出しやすい仕組みづくりと普及啓発を推進します。
- ④ プラスチック資源を取り巻く国内外の動向を注視し、プラスチックのリサイクルに向けた新たな取組の検討に努めます。

(2) バイオマス利活用の推進

- ① 豊橋市バイオマス利活用センターの安定稼働とバイオガス発電などエネルギーの有効活用の推進に努めます。
- ② 剪定枝などのチップ化や家畜排せつ物の堆肥化・バイオガス利用など、多様なバイオマスの利活用を推進します。



バイオマス利活用センター

3. 廃棄物の適正・安定的な処理の推進

(1) ごみ収集・処理体制の充実

- ① 超高齢社会に対応したふれあい収集の充実に取り組みます。
- ② 周辺的环境に配慮しつつ、資源化センターの安全で安心な運転管理を徹底します。
- ③ 過去に埋め立て処理したプラスチック類や金属くずを掘り起こし、再処理することで埋め立て量を減容し、最終処分場の延命化に努めます。



資源化センター

(2) 廃棄物の適正処理の推進

- ① ごみステーションからの資源ごみ持ち去りの監視指導を強化します。
- ② 市民や事業者へのごみの適正処理の普及啓発とパトロールを実施します。
- ③ 事業者から出されるごみの適正処理の徹底と安全・安定的な処理を推進します。
- ④ 大規模な自然災害に伴う災害廃棄物の処理体制の充実と強化を図ります。

(3) ごみ処理広域化の推進

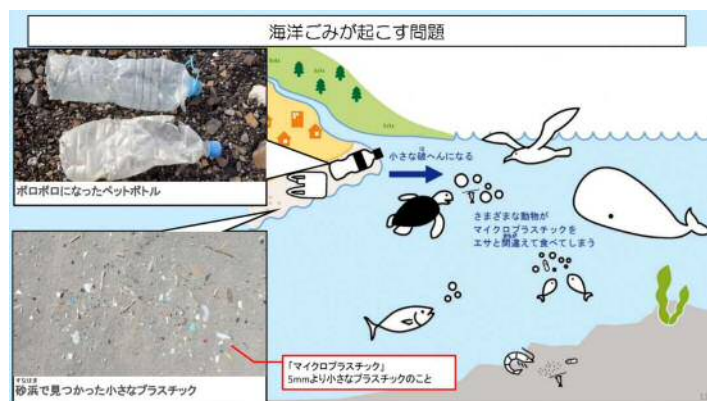
- ① 豊橋田原ごみ処理広域化に伴う事業を円滑に推進します。

海洋プラスチックごみ問題とは

世界的にプラスチックによる海洋汚染が問題となっています。まちなかで発生したペットボトルやごみ袋などのプラスチックごみは、風に運ばれ、川などを流れて海岸等に漂着します。海岸に漂着したごみは、風と海流によって流れていきます。

また、紫外線や波などで劣化して5mm以下になったマイクロプラスチックを動物が飲みこむなど、生態系への影響、さらには魚などを通して私たちの体にも影響を与えることが心配されています。

海洋ごみ問題を解決するためには、ごみの削減、ポイ捨てなどの防止、海岸の清掃が重要です。



「環境省 平成 29 年度漂着ごみ対策総合検討業務」より抜粋

豊橋市バイオマス利活用センターでの生ごみ発電

豊橋市バイオマス利活用センターでは、家庭から集めた生ごみ、し尿・浄化槽汚泥と下水処理場から発生する下水汚泥を複合バイオマスとして利活用しています。

この複合バイオマスをメタン発酵しバイオガス発電を行い、発酵後汚泥は炭化燃料に加工し全量をエネルギー化しています。令和元年に発電された電気は販売量 658 万 kWh/年で、これは約 1,830 世帯の家庭分を賄うことができます。

このように家庭の生ごみからエネルギーが作られています。



環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化や資源有効利用により、循環型社会の形成に寄与することが期待できる ・ごみの処分量の減少により、温室効果ガスの削減が期待できる ・ごみの確実な廃棄と分別により、海洋汚染防止につながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでごみとして捨てられていたものの資源としての活用や環境負荷の少ない商品やサービスの需要の高まりにより、イノベーションの創出や環境ビジネスの拡大が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクによる貧困世帯等の生活支援の充実 ・ふれあい収集により、高齢者のごみ出し時の生活支援が進む



現状と課題

現状

- 市内の大気環境、水環境は、概ね良好な状態が保たれています。
- 「豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例」に基づく、いわゆる「ごみ屋敷」などにより生じる不良な生活環境の解消に向けた取組が始まっています。
- プラスチックごみによる海洋汚染が世界中で深刻化しており、本市もポイ捨てされるプラスチックごみゼロを目指して「とよはしプラ 530 宣言」を発表しています。
- 市民アンケートによると「川や海の水のきれいさ」や「ごみの散乱などが無い、まちの清潔さ」に対する市民の満足度は低い状況です。

課題

- 光化学オキシダントなど環境基準達成率が低い物質への対策や、微小粒子状物質（PM2.5）などの発生原因の解明などが必要となっています。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と浄化槽の適正な維持管理が求められています。

環境目標の方向性

大気や水環境などの改善のほか、環境美化活動や周辺環境と調和したまち並み景観の形成などにより、ゆとりと潤いのある生活空間を創出し、心身ともに健全で快適に暮らせるまちを目指します。

定量目標

大気等環境基準の達成率



90.5%
(令和元年度)

96%
(令和12年度)

指標

項目	現状値 (令和元年度)	目標 (令和12年度)
美化活動(530運動実践活動)の参加者数	162,345人 (令和元年度)	163,000人
身近な生活環境保全への市民の満足度	46.2% (令和2年度)	56%

基本施策・個別施策と取組内容

1. 大気・水環境等の保全

(1) 大気環境の保全

- ① 大気環境の常時監視など継続的な調査と環境基準未達成項目の改善対策を推進します。
- ② 発生源となる工場の監視指導などにより、環境汚染の未然防止に努めます。
- ③ 不法焼却（野焼き）の防止などのため、市民への周知を図ります。



大気環境の計測



環境調査センター

(2) 水環境の保全

- ① 水環境の常時監視など継続的な調査と環境基準未達成項目の改善対策を推進します。
- ② 発生源となる工場の監視指導などにより、環境汚染の未然防止に努めます。
- ③ 下水道の計画的な整備と下水道計画区域外での合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ④ 県や周辺自治体との連携により三河湾の水環境の再生に努めます。

(3) 騒音、土壌汚染、化学物質などへの対策

- ① 騒音・振動の継続的な調査や悪臭・土壌汚染の状況を把握し、発生源となる事業所などの監視・指導などにより、環境汚染の未然防止に努めます。
- ② 有害化学物質の使用抑制、適正管理に関する普及啓発及び監視指導を推進します。

公害の発生と対策（昭和 30・40 年代頃）

国内では、高度成長期の昭和30年代から40年代にかけて、工場から排出される有害物質等により、水俣病や四日市喘息のような公害を原因とした病気が発生し、社会的な問題となりました。そのため、昭和42年に公害対策基本法が公布施行されました。

本市においては、幸い他都市と比較して公害の少ない都市でしたが、昭和44年に都市開発部開発課に公害係が設けられて以降、大気汚染や水質汚濁等の苦情が増加の一途をたどり、昭和47年に厚生部公害課（現在は環境部環境保全課）として独立以降、科学的な調査測定と監視体制の確立を図り、迅速かつ的確な措置をとり、市民の健康と生活を守るための努力を続け、現在に至っています。

2. 水資源の保全

(1) 水資源の有効利用

- ① 水を大切に使うとともに、水資源を恒久的・安定的に確保するため設楽ダム建設を促進します。

(2) 広域連携による水源対策

- ① 広域連携により、奥三河の水源涵養林の保全活動を推進します。



森林作業体験研修

3. 美しく暮らしやすいまちづくり

(1) 環境美化の促進

- ① 530運動などを通じた市民や事業者の環境美化活動への参加を促進します。
- ② 豊橋駅前をはじめとしたごみのポイ捨てや路上喫煙を防止するための啓発と美化活動を推進します。
- ③ 自治会・ボランティア団体などと連携し、美化活動や啓発活動を推進します。



汐川干潟クリーンアップ大作戦

(2) 不法投棄の防止

- ① ごみの適正処理の啓発、監視パトロールの実施、監視カメラの設置などによる不法投棄対策を推進します。

(3) ゆとりのある美しい都市空間の形成

- ① 地域資源を活かし、周辺環境と調和した景観形成を推進します。
- ② 地区計画などによる良好な住環境整備を促進します。
- ③ いわゆる「ごみ屋敷」の問題解消に向けて、福祉や地域との連携による原因者への支援などを実施します。

「530 運動」発祥の地・豊橋市

昭和 40 年代に石巻山や葦毛湿原などがある東部丘陵地帯に、豊橋山岳会と豊橋自然歩道推進協議会とが中心となって自然歩道が整備されました。

そのおかげで多くの人々がこの地を訪れ、観光客が帰った後には決まって大量のごみが残され、あっという間に山はごみであふれるようになってしまいました。

当時の豊橋山岳会会長である夏目久男さんが「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に 530 運動の推進を提唱し、昭和 50 年に市内 43 団体からなる 530 運動推進連絡会が設立されました。昭和 50 年 11 月 11 日（市民の日）には初の全市一斉の 530 運動実践活動が開催され、各校区や町内、事業所、学校など 147 団体、約 12 万人が参加し、河川や道路、公園などの清掃が行われました。

その後、豊橋市では春と秋の年 2 回、全市一斉の 530 運動実践活動を行うようになり、年間 10 万人を超える市民が参加する一大イベントとなりました。現在、豊橋市は 530 運動発祥の地といわれるようになっています。



豊橋山岳会会長の夏目久男さん

環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none">・ 大気や水環境などの保全の推進により、環境汚染による生態系への影響を軽減することが期待できる・ 水源林保全により山地災害が軽減する	<ul style="list-style-type: none">・ 環境配慮により、企業価値が向上する・ 世界的に見込まれる水コストの上昇に対する、リスクの低減が期待できる	<ul style="list-style-type: none">・ 大気・水環境などの保全の推進により、健康被害の回避ができる・ 環境美化の推進により、住環境が向上する・ 福祉や地域との連携により、福祉的支援が多様化される



現状と課題

現状

- 学校や地域における出前講座や市内環境関連施設の見学会、生涯学習講座や環境イベントなどを実施しています。
- 市立全小中学校とくすのき特別支援学校がユネスコスクールに認定され、地域との連携によるESDを推進しており、環境教育に力を入れています。
- 市内の大学や豊橋総合動植物公園では環境保全に関連したさまざまな教育や研究、普及活動が行われており、多様な分野で産学官連携による取組が進んでいます。
- 企業では、ESG投資の拡大やSDGsなど持続可能な社会の実現に向けた事業活動の展開が進みつつあります。

課題

- 若い世代ほど市内の環境活動への参加が少なくなっています。
- 環境保全啓発活動の参加者が減少しており、より積極的な普及啓発が求められています。
- 市民活動団体メンバーの高齢化に伴い、新たな担い手となる若年層のさらなる参画を促す必要があります。

環境目標の方向性

地域の環境や歴史・文化について学ぶ機会を提供することで、新たな担い手を育成するとともに、市民や事業者と協働して環境保全活動を実践することで、環境に優しいライフスタイルが定着したまちを目指します。

定量目標

環境保全活動に取り組んでいる人の割合



69.4%
(令和2年度)



76%
(令和12年度)

指標

項目	現状値 (令和元年度)	目標 (令和12年度)
環境学習で学んだ人数(※)	24,542人	26,000人
環境情報の提供数	279件	400件

基本施策・個別施策と取組内容

1. 環境に関する教育・啓発の推進

(1) 環境教育の推進

- ① SDGsの考え方をもとに、幅広い視点を取り入れた環境学習を推進し、環境保全に配慮した行動ができる人材の育成に努めます。
- ② 生きものの生態やそれらを取り巻く環境を観察し学べる場を提供します。
- ③ 子どもから大人まで各世代に応じた環境教育プログラムを展開します。

(2) 自然とのふれあい機会の創出

- ① 子どもや親子などを対象とした自然観察会や生きもの調査など身近な自然とふれあう機会や場を創出します。

(3) さまざまな機会を通じた普及啓発の推進

- ① 多くの市民が楽しみながら気軽に参加できるような環境イベントを開催します。
- ② イベントや祭りの開催において環境に十分配慮します。

(4) 郷土を大切に作る心の醸成

- ① 地域の文化財や歴史資源を継承し、新たな魅力や価値の創出を図ります。
- ② 郷土への誇りや愛着を育てる郷土学習を推進します。
- ③ 県や近隣市町村との連携により、東三河ジオパークの認定に向けた取組を推進します。

豊橋市自然史博物館

豊橋市自然史博物館は豊橋総合動植物公園に立地する、昭和63(1988)年に市政施行80周年記念事業として開館した、県内初の本格的な自然史博物館です。

地球・生物の歴史をたどる展示のほか、身近な郷土の自然史を紹介する展示があり、東三河とその周辺の自然と生きものについて、豊富な標本やジオラマ、模型などで詳しく紹介しています。

また、生物の進化や郷土の自然史に関する標本等の資料の収集保管、調査研究、講座やワークショップ等の様々なプログラムを実施しています。



休館日や開館時間、講座、ワークショップ等の詳細は、自然史博物館ホームページをご覧ください。

2. 環境保全活動の推進

(1) 市民・事業者との協働による実践行動の推進

- ① 市内環境保全団体の活動を支援するとともに、情報共有の場づくりを推進します。
- ② 市民や事業者が主体的に参加しやすい環境保全活動の仕組みを検討します。



豊橋サイエンスコア

(2) 環境に貢献する経済活動の推進

- ① 環境に配慮した事業活動を行う事業所や小売店を支援します。
- ② 「豊橋市SDGs推進パートナー」制度により、SDGsに取り組む企業を支援します。
- ③ 豊橋サイエンスコアを活用し、地域企業の環境に対する意識向上や大学などの研究機関との産学官連携を推進します。

(3) 担い手の育成

- ① 多様な分野の連携により若い世代の担い手を発掘し、持続的な活動を推進します。
- ② 次世代を担う環境リーダーの育成を図ります。

3. 環境情報の収集・発信

(1) 継続的な環境情報の収集

- ① 市内に生息・生育する動植物などに関するさまざまな環境情報を継続的に収集・蓄積します。
- ② 市内外の活動団体や研究者などとの協働により、市内の自然環境や動植物などの調査研究活動を推進します。

(2) 効果的な環境情報の提供

- ① 広報誌をはじめとした多様な媒体を活用し、効果的に環境情報を提供します。



ネイチャースポット探検記録の配信

豊橋市SDGs推進パートナー制度

豊橋市、東京海上日動火災保険㈱、豊橋信用金庫が連携して、令和2(2020)年度から実施している事業です。



豊橋市では、誰もが安心して暮らせる地域、持続可能なまちづくりを推進しており、SDGs達成に向けた取組や活動を実施している企業・団体などをパートナーとして募集、登録しています。市とパートナーがそれぞれの有する資源や知見などを生かし、共に目指すゴールや豊橋市の地域課題の解決に向け連携することで、SDGsの普及啓発を図ることを目的としています。また、パートナーは豊橋信用金庫が実施するSDGs応援融資制度を受けることができます。



環境・経済・社会面での効果

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none">・環境に関する教育・啓発の推進により、環境意識の向上が期待できる・市民・事業者との協働による実践行動の推進により、環境活動などを担う人材が育成される	<ul style="list-style-type: none">・環境に貢献する経済活動の推進により、イノベーションの創出や企業価値の向上が期待できる	<ul style="list-style-type: none">・環境保全活動への参加により、より多くの市民が、地域で自分の力を発揮し、いきいきと生活できる社会づくりにつながる・環境保全活動を通じたネットワークを広げることで、地域コミュニティの活性化や多世代交流につながることを期待できる

4.2 重点取組と『とよはしSDGs環境ターゲット』

本市が目指す環境像を実現していくため、前期5年という短期で、特に重点的、優先的に取り組むべきものを重点取組としました。

また、それぞれの重点取組を推進することで実現したい具体的な「人々の行動の姿やまちの状態」を、豊橋市版『とよはしSDGs環境ターゲット』として掲げます。

重点取組は、複数の環境目標に貢献する横断的な取組とするとともに、SDGsの視点を重視し、環境・経済・社会の統合的なアプローチと、多様なパートナーシップの強化によって推進します。そして、環境面だけでなく地域が抱えるさまざまな課題の解決につなげることをめざし、計画全体を牽引する役割を果たしていきます。

■ 重点取組と『とよはしSDGs環境ターゲット』

重点取組1 再生可能エネルギー利用100%のまちづくり

ターゲット 1.1 市内で作られた再生可能資源由来の電気を使うことができる

イラスト

ターゲット 1.2 再生可能エネルギー100%化を実現した公共施設が存在する

重点取組2 みんなでつなげる生態系ネットワークづくり

ターゲット 2.1 市内に生息する生きものの損失が阻止されている

イラスト

ターゲット 2.2 市内のあちこちで、子どもから大人まで、地域の自然や生きものに親しんでいる

重点取組3 食品ロス対策

ターゲット 3.1 もやすごみに含まれる食品ロス量が大幅に削減されている

イラスト

ターゲット 3.2 フードバンク事業が浸透し、支援の必要な家庭へ食品が届いている

重点取組4 海洋プラスチックごみ対策

ターゲット 4.1 使い捨てプラスチックを使わない生活スタイルが当たり前になっている

イラスト

ターゲット 4.2 ポイ捨てされているプラスチックごみが大幅に削減されている

重点取組5 環境政策と福祉政策の連携

ターゲット 5.1 支援を必要とする人々が適正な支援を受けながら、安心して快適に生活できるまちの環境が守られている

イラスト

ターゲット 5.2 誰もが平等に、安心してごみを排出することができる

■ 重点取組とその達成により貢献する環境目標

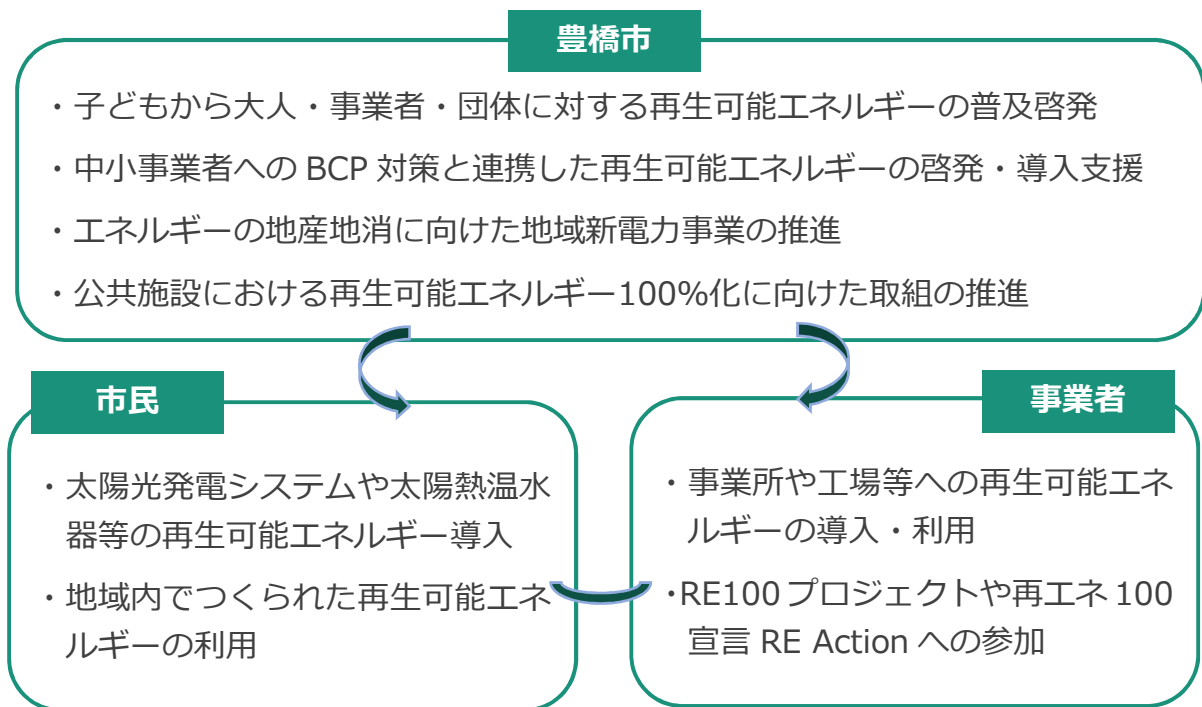
	環境目標Ⅰ. 低炭素で持続可能な地域をつくる 【気候変動対策】	環境目標Ⅱ. 豊かな自然を守り育てる 【生物多様性・自然共生】	環境目標Ⅲ. 効果的・効率的に資源を循環する 【資源循環】	環境目標Ⅳ. 健全で快適な暮らしを確保する 【生活環境保全】	環境目標Ⅴ. 環境共生の価値観と知恵はぐくみ、行動する 【環境学習・行動】
重点取組 1 再生可能エネルギー利用 100%のまちづくり	✓		✓		✓
重点取組 2 みんなでつなげる生態系ネットワークづくり	✓	✓			✓
重点取組 3 食品ロス対策	✓		✓		✓
重点取組 4 海洋プラスチックごみ対策	✓	✓	✓	✓	✓
重点取組 5 環境政策と福祉政策の連携			✓	✓	✓



重点取組
1 再生可能エネルギー利用100%のまちづくり 環境目標 I III V

■ 取組内容・目指すべき方向性等

再生可能エネルギー利用 100%のまちの実現をめざし、市内事業者や団体、市民等と連携した取組を進めるとともに、積極的な普及啓発を行い、まち全体の脱炭素化へとつなげていきます。



■ 取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none"> 市域からのCO₂削減 I バイオマス活用による資源循環への寄与 III 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな産業・雇用の創出 市外に流出しているエネルギー費用の地域内循環 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギーが安定的に供給される生活の確保



重点取組

2

みんなでつなげる生態系ネットワークづくり

環境
目標

I

II

V

■ 取組内容・目指すべき方向性等

関係部局・地域の環境保全活動に取り組む団体等との情報共有と連携を強化するとともに、継続的な活動ができるような人材育成と仕組みづくりを推進し、市内で一体的に生態系ネットワークづくりを進めます。

豊橋市

- ・「豊橋市生態系ネットワークづくり懇話会」を核とした、関係部局・地域の専門家や団体等、関係者間の情報共有・連携強化
- ・さまざまな主体との連携による生きもの調査や地域の重要なハビタットの保全
- ・人材育成のための講座開催や次世代を担う子ども達への環境教育の充実
- ・豊橋総合動植物公園での生きものや環境への理解・共感を育む多様なプログラムの開催

市民

- ・子ども達が自然や生きものとふれあい親しむ機会の創出
- ・環境保全活動や環境調査、自然体験への積極的な参加・協力

事業者

- ・事業活動全体を通じた自然環境の保全への配慮
- ・地域の環境保全活動や生きものの調査への協力・参加

■ 取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の損失回避 II ・生態系サービスの発揮 <p style="text-align: center;">I II</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に由来する産業・サービスの価値存続 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの活性化 ・市民の活躍の場づくり



重点取組

3

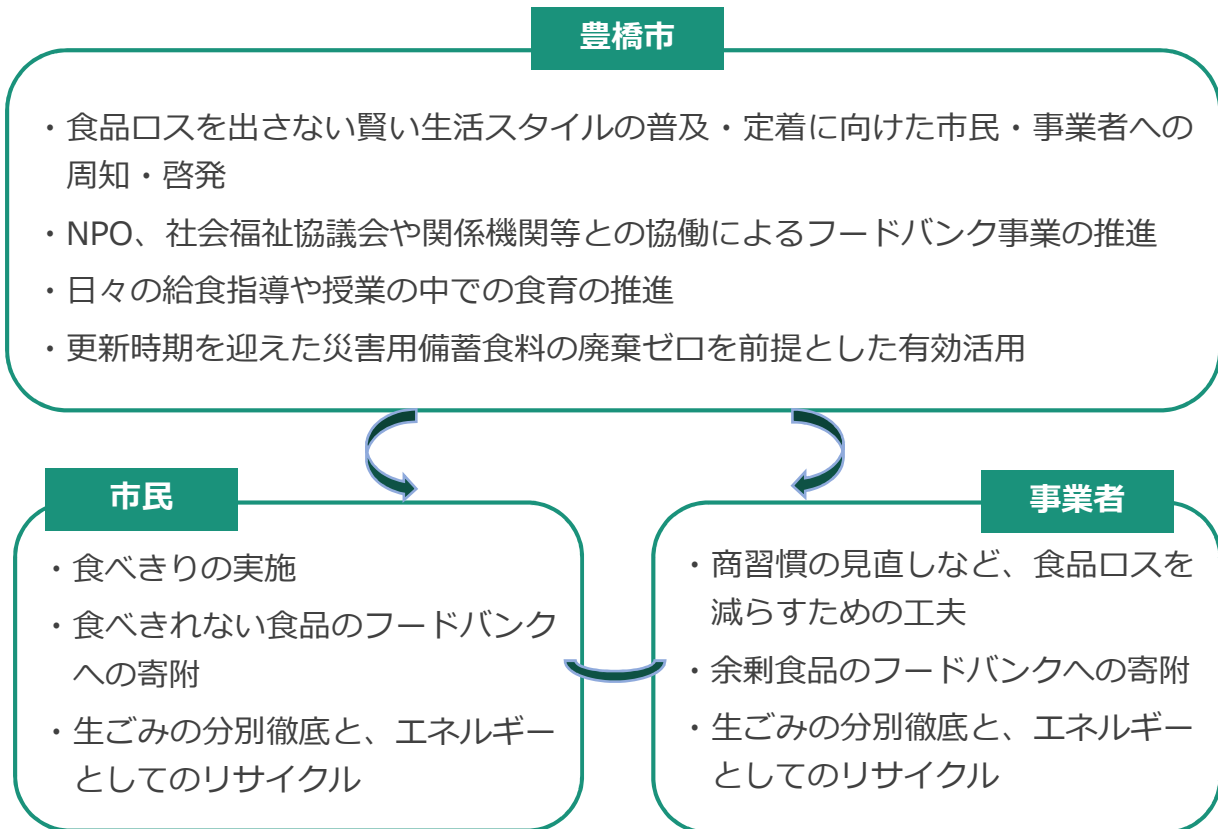
食品ロス対策

環境
目標

I III V

■ 取組内容・目指すべき方向性等

各主体がそれぞれまだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」削減の取組を実践できるよう、市ではさまざまな啓発や情報発信を行うとともに、関係部局・団体等と連携して取組を進めます。



■ 取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量による CO₂ 削減 <p style="text-align: center;">I III</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理コストの低減 ・食品ロス対策への取組による企業価値の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクによる貧困世帯等の生活支援の充実



重点取組

4

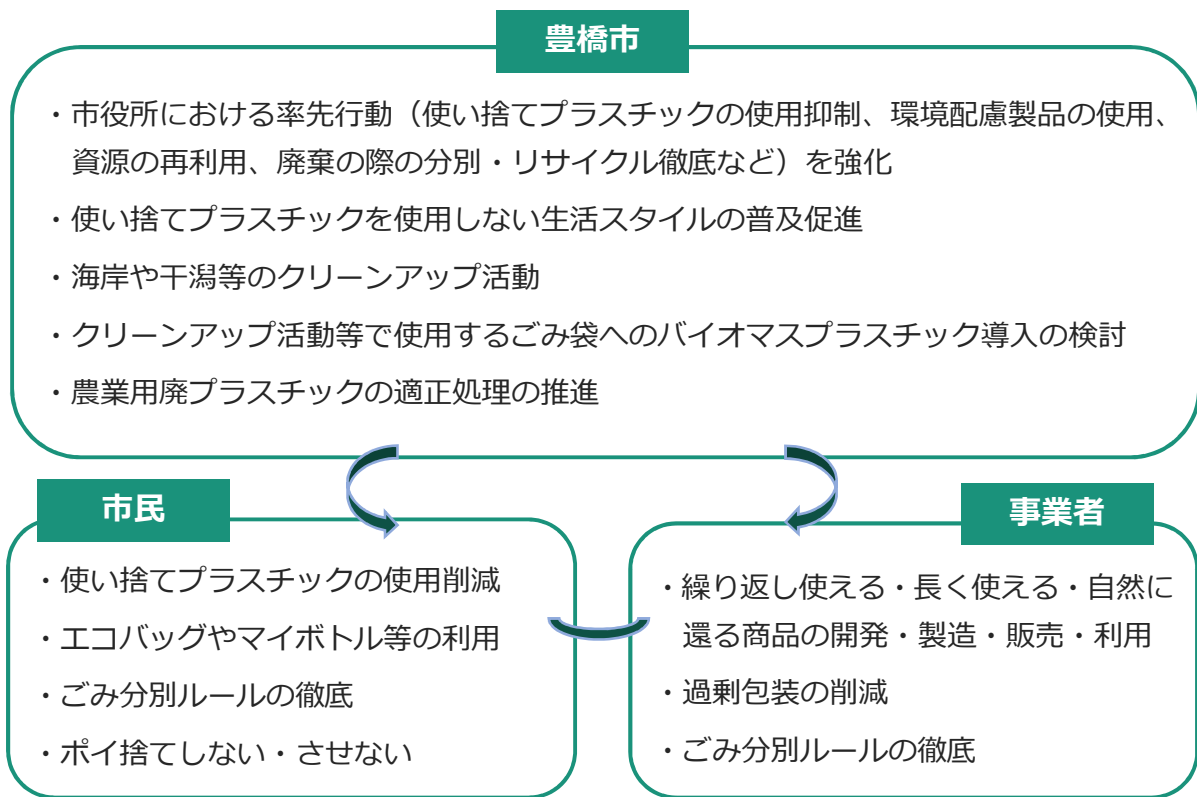
海洋プラスチックごみ対策

環境
目標



■ 取組内容・目指すべき方向性等

市が率先して使い捨てプラスチックの削減に取り組むとともに、各主体がそれぞれの立場で取組を実践できるよう、さまざまな啓発や情報発信を行います。

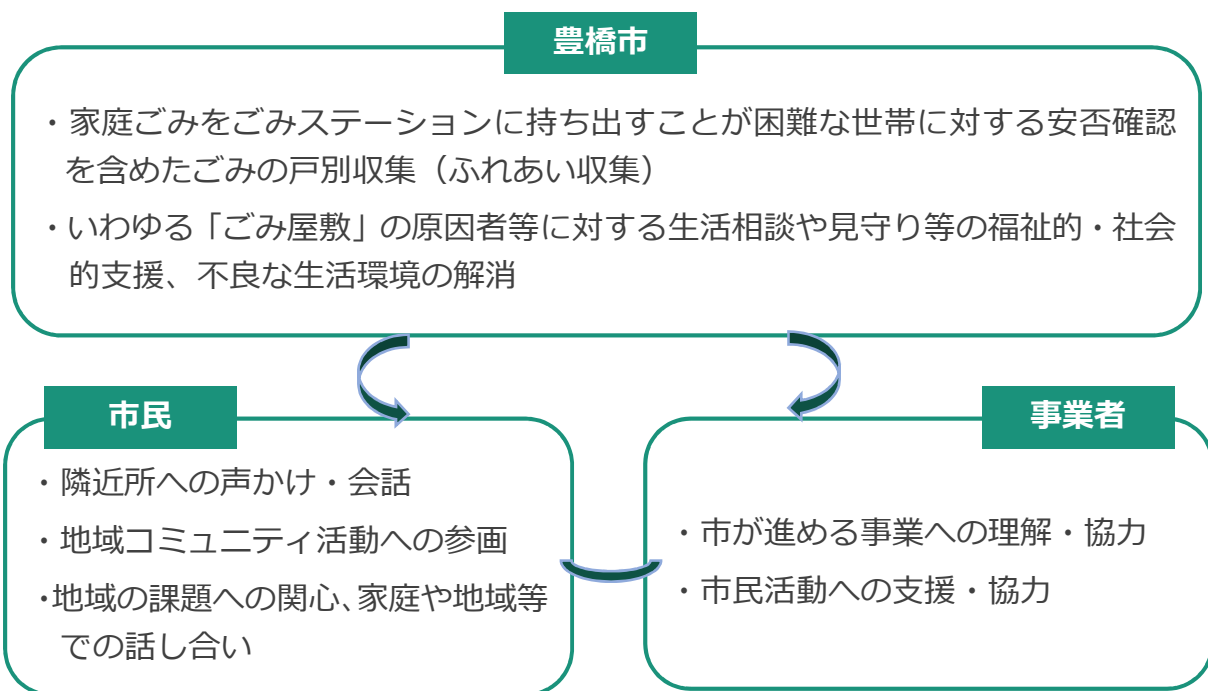


■ 取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量効果 Ⅲ ・ 生産・焼却量減少による CO₂ 削減 Ⅰ ・ 生態系への影響軽減 Ⅱ ・ 環境美化・景観向上 Ⅳ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理コストの低減 ・ プラスチック代替材料の新規ビジネスチャンス創出と技術イノベーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使い捨ての価値観の変容 ・ ポイ捨てを良しとしない社会意識の醸成

■取組内容・目指すべき方向性等

環境分野と福祉分野との連携により、それぞれ単独では対応が困難な問題について、ごみ問題と福祉的支援の課題解決を一体的にかつ効果的に進めます。



■取組による環境・経済・社会への波及効果・影響等

環境	経済	社会
<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生の向上 IV ごみ収集の充実 III 	<ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生の向上による、まち全体の価値の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や身体の不自由な人への生活支援 地域コミュニティの活性化

第5章 計画の推進

5.1 各主体の役割

環境基本計画を推進するためには、市をはじめとして、市民、事業者といった各主体が環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、または協働によって、環境への負荷を低減するための取組を進める必要があります。

(1) 市の役割

- ◆市は、環境の保全に関し、地域の特性を活用した基本的かつ総合的な施策を策定し、市民・事業者の協力を得ながら、または協働しながらこれを実施します。施策の策定にあたっては、市民・事業者に対して、必要な情報の提供に努めるとともに、計画段階からの参加を求めます。
- ◆市は、施策の策定及び実施にあたり、広域的な取組が必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。

(2) 市民の役割

- ◆市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- ◆市民は、地域の特性を活用した環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、または市や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。

(3) 事業者の役割

- ◆事業者は、事業活動を行うにあたって、事業活動に伴って生じる公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。また、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- ◆事業者は、事業活動に関し、地域社会の一員として地域の環境に十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、または市や市民と協働して環境の保全に取り組みます。

5.2 広域的な連携

本市は、東三河地方の中心都市として、また、三遠南信地域の拠点都市として、広域における総合的な地域づくりや基盤整備の推進に重要な役割を担っています。また、豊川、弓張山地、遠州灘、三河湾など、市域を越えた広域的な環境の保全についても、近隣市町村あるいは国や県と連携を図りながら率先して取り組んでいきます。

5.3 計画の進行管理

市は、環境基本計画の推進にあたって、庁内組織である「豊橋市環境調整会議」において各部局が実施する施策の連絡と調整を行い、進行状況を年度ごとに評価したものを「豊橋市環境審議会」に報告するとともに、市民・事業者に対して年次報告書「とよはしの環境」を市ホームページにて公表します。

その際、環境審議会などの意見を聴きながら、環境基本計画の効果的な推進に努め、施策の進捗状況や社会情勢の変化を考慮しつつ、必要に応じて施策などの見直しを行います。

(1) 推進組織

①豊橋市環境審議会

豊橋市環境基本条例第18条の規定に基づき、環境基本計画の策定、変更や環境保全に関する基本的事項を調査審議するための機関として設置した審議会です。学識経験者、関係団体、市民などにより構成されています。

②豊橋市環境調整会議

環境の保全に関する施策の連絡及び調整を目的として設置した市の庁内組織で、副市長及び関係部局長により構成されています。

(2) 施策評価の手法

本計画の施策の評価は、環境目標ごとに設定した「定量目標」の達成状況及び「指標」の進捗状況、「施策」の実施状況及び課題のとりまとめ・評価を行い、環境目標の達成に向けて継続的な改善に努めます。

(3) PDCA サイクル

本計画を確実に推進し、目標とする基本理念、環境像を実現するために、毎年のPDCAサイクルを回すことにより、継続的な改善を図ります。